

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3.675%（税抜 3.5%）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）
- ・ 分配金を税引き後無手数料で再投資するコースはありません。

当ファンドの販売会社の概要

| | |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| 商号等 | 安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号 |
| 本店所在地 | 〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3-23-21 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 |
| 当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター |
| 資本金 | 22億8千万円 |
| 主な事業 | 金融商品取引業 |
| 設立年月 | 昭和19年4月 |
| 連絡先 | 本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。 |

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

（2012.4）

投資信託にかかる手数料とコストについて

購入時にかかる手数料

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても購入する口数によって異なる場合があります。

当社では、口数指定で購入していただきます。購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.15% (税抜 3.0%) の場合は、次のように計算します。

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times \text{約定日の基準価額}$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3.15\% (\text{税抜 } 3.0\%)$$

< 計算例：購入時手数料が 3.15% (税抜 3.0%) の場合 >

例えば 1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り) の場合は

$$\text{購入金額} = 1,000,000 \text{ 口} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) = 1,000,000 \text{ 円}$$

$$\text{購入時手数料} = 1,000,000 \text{ 円} \times 3.15\% = 31,500 \text{ 円}$$

となり、合計 1,031,500 円お支払いただくこととなります。

運用 (保有) 時にかかる手数料

投資信託の運用中は「信託報酬」が計算され資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

解約 (換金) 時にかかる手数料

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

< 計算例：信託財産留保額が 0.3% の場合 >

例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り) の場合は

$$\text{信託財産留保額} = 10,000 \text{ 円} \times 0.3\% = 30 \text{ 円}$$

$$\text{解約価額} = 10,000 \text{ 円} - 30 \text{ 円} = 9,970 \text{ 円} (10,000 \text{ 口当り}) \text{ となります。}$$

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とからない場合があります。かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。

僕もFX取引で
困ってるんだ。
どうしよう…。



投資信託の取引で
困ったわ。どうしたら
いいかしら。



株取引のトラブル、
どこに聞けば
いいんだろう？



ご相談は、「指定紛争解決機関」

証券・金融商品あっせん相談センター

フィンマック

証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC)は、

法律に基づく公的な団体が連携した紛争解決機関です。2011年4月、**特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関(金融庁指定)**としての業務を開始しました。

証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX等のトラブルを**公正・中立な立場で解決**を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます(預金、保険、商品先物取引などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません。)公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手続きの申立てを受け付けます(あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。)

詳しくはホームページへ

<http://www.finmac.or.jp>

FINMAC

検索



ご相談は
お気軽に!



フリーダイヤル

0120-64-5005

●月曜日～金曜日(祝日等を除く) ●午前9時～午後5時



03-3669-9833



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター



かいけつサポート

証券紛争解決サービス

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館



FINMAC(フィンマック)とは?

法律に基づく公的な団体が連携した新たな苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



ADR FINMACの特長は?

公正!

金融商品取引法^(※1)の指定・認定やADR促進法^(※2)に基づく認証を受け、**中立的立場**で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。
また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。

(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



迅速!

裁判では、かなり長い時間を要しますが、**あっせんは迅速**、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは損害賠償請求額に応じ、2千円から5万円をご負担していただきます。

身近!

あっせんは、お住まいのある**都道府県庁所在地**で行います。



どのように相談にのってくれるの?



ステップ 1



相談・苦情
無料

まずは、お電話ください。
中立・専門の相談員が応じます。

ステップ 2



あっせん申立金
2千円から5万円

あっせんの場合には、公正・
中立の立場の弁護士があっ
せん手続きを行います。

ステップ 3



通常1~3回程度の話し合いに
より、あっせんの成立(和解)、
打ち切りなど対応がなされます。

解決



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!

フリーダイヤル

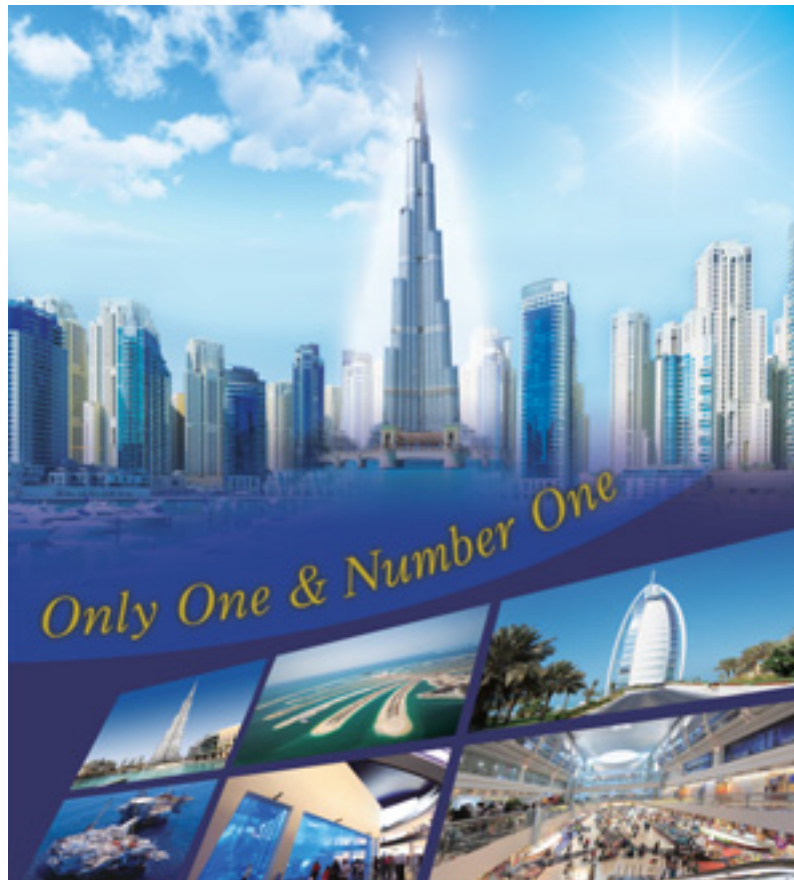
0120-64-5005

(月~金曜日9:00~17:00 祝日等を除く)

<http://www.finmac.or.jp>

ドバイ・アブダビ株ファンド

追加型投信／海外／株式



| 商品分類 | | | 属性区分 | | | |
|---------|--------|-------------------|--------|------|-------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ |
| 追加型投信 | 海外 | 株式 | 株式 一般 | 年4回 | 中近東 (中東) | なし |

※商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

 **Capital Asset Management**

キャピタル アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第383号

設立年月日：2004年1月26日

資本金：280百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：16,831百万円

(資本金、運用純資産総額は2012年3月末日現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

(照会先) **キャピタル アセットマネジメント株式会社**

■電話番号：03-5205-0700 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

■ホームページ：<http://www.capital-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてアラブ首長国連邦(以下、UAEといたします。)の取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているUAE関連企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

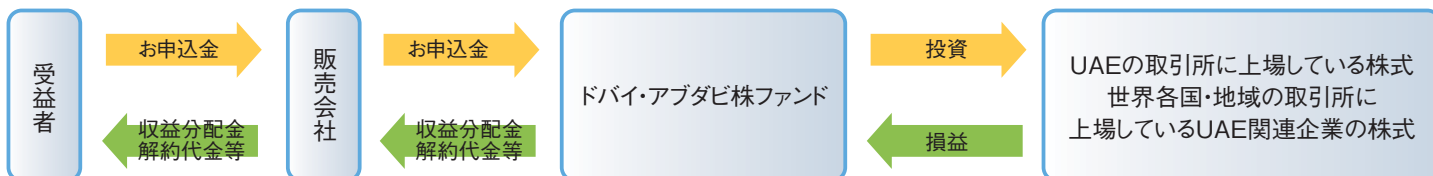
UAE(United Arab Emirates)とは?

アラブ首長国連邦のことをいい、アブダビやドバイなど7つの首長国で構成されています。豊富な天然資源を基に大規模なインフラ整備を実行しているアブダビ、資源が乏しい代わりに観光事業や金融センターなど独自のビジネスモデルを構築するドバイを中心に今後の成長が期待されています。

ファンドの特色

- 1 アラブ首長国連邦(UAE)の株式に投資します。
 - 豊富な石油資源を持つ「アブダビ」、中東の金融センター「ドバイ」を中心に、高い成長力を持つUAEの株式に投資します。
 - 投資対象には、UAE(ドバイ、アブダビ)の証券取引所に上場されている企業のほか、UAEで営業を行なっている企業やUAE経済の成長から恩恵を受けるビジネスを展開する企業も含まれます。

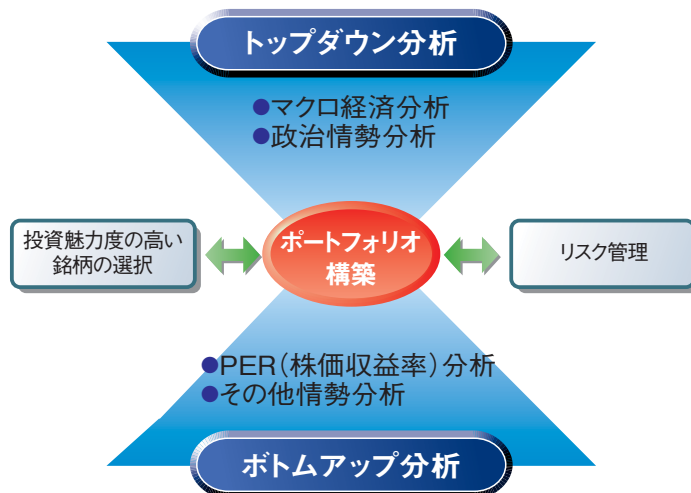
<ファンドの仕組み>



- 2 決算は年4回、運用実績に応じて収益分配を行ないます。
 - 毎年4回(2月、5月、8月、11月の各14日。ただし休業日の場合は翌営業日)、決算を行ない収益の分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないこともあります。

運用プロセス

- ドバイ・アブダビ等の上場株式の中から比較的流動性が高く割安で投資魅力度の高い銘柄への投資に注力し、分散されたポートフォリオを構築することを目指します。
- トップダウン分析とボトムアップ分析を組み合わせたアプローチを用います。
 - ・トップダウン分析ではマクロ経済動向および政治情勢等の見通しについて検討し、投資判断に活かします。
 - ・ボトムアップ分析ではPER(株価収益率)などの指標分析やその他情報等を参考にして各銘柄への配分を決定します。





主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

分配方針

年4回(原則として毎年2月14日、5月14日、8月14日、11月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行ない、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行なわないことがあります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。



* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

* 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

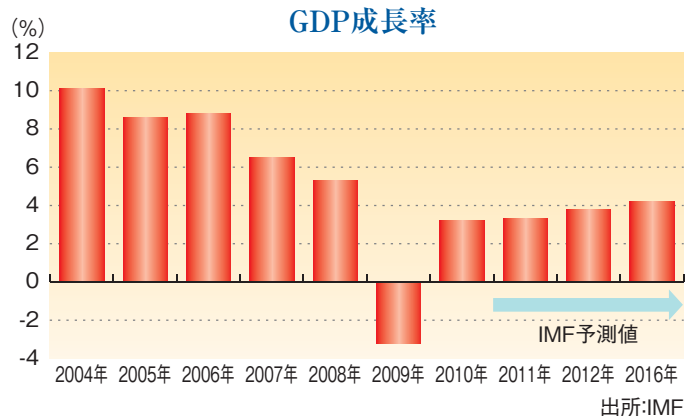
UAEの魅力

魅力1：高い経済成長力

UAEは世界の中でも経済成長が著しい国の一つです。

特にアブダビでは、豊富な石油収入を背景に对外投资が活発です。同時に石油依存経済からの脱却を図っています。

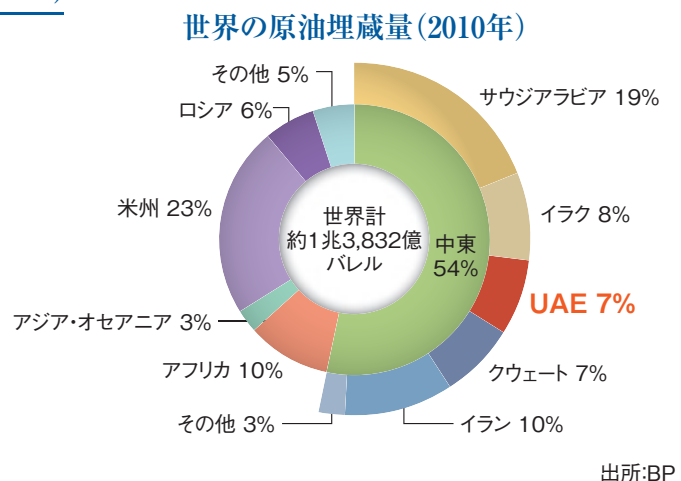
ドバイでは、中東の玄関としてのハブ空港の建設や都市開発・観光事業の多様化など産業インフラ整備に努めています。



魅力2：豊富な石油資源(アブダビ)

UAEは石油生産量が日量285万バレル(2010年)を誇る世界有数の産油国です。その大部分がアブダビで生産されています。アブダビは、UAE全体の約80%に及ぶ面積をもち、広大な国土に埋蔵された豊富な石油資源によってUAEの政治、経済を支えるリーダー国です。

日本は、石油輸入量の約4分の1をUAEから輸入しており、国別ではサウジアラビアに次いで2位の輸入相手国となっています。



魅力3：中東の金融センターとして発展する経済(ドバイ)

ドバイは中東の金融センターとしての位置を占めています。

古くから中継貿易の港として栄えたジャバルアリー地区に、世界最大規模の貿易港を持つフリーゾーン(経済特区)を開発し、物流のハブとしてドバイ経済発展の原動力となっています。現在では世界100カ国以上から大企業を含む6,000社以上もの企業が進出しています。また、中東の玄関としてのハブ空港の建設を進めており、最終的には現空港の10倍、年間1億6,000万人が利用する世界最大の国際空港を目指しています。

■フリーゾーンとは

100%外国資本による所有可／法人税・所得税50年間免除(更新可能)／ローカル・スポンサー(サービス代理人)不要／資本、利益の本国送金自由／外国人労働者雇用制限なし／保税区分／長期土地リース可

主なフリーゾーン

| フリーゾーン | セクター別 | 主な企業 |
|-----------------|-------------------|----------------------------------|
| ジャバルアリー・フリーゾーン | 中東初(1985年設立) | ブリヂストン、ホンダ、シチズン、ケンウッド |
| ドバイ・インターネット・シティ | IT産業向け(2000年設立) | マイクロソフト、IBM、オラクル、シスコ、ヒューレットパッカード |
| ドバイ・メディア・シティ | メディア産業向け(2001年設立) | ロイター、CNN、CNBC、BBCワールド |



<ドバイのユニークな大型プロジェクト>

ドバイでは、近年の開発ブームの波に乗り、ユニークな大型プロジェクトが次々と進められ、国内外の投資家らの注目を集めることに成功しました。また、アラブの美しい海と暖かい気候は、ヨーロッパや他の中東諸国をはじめ世界中の人々を惹きつけており、近年、ドバイを訪れる観光客が増えています。



世界一高いとも言われるタワー
「ブルジュ・カリファ」



椰子の木の形をした埋め立てリゾート
「ザ・パーム」(パーム・ジャバルアリーなど3か所)



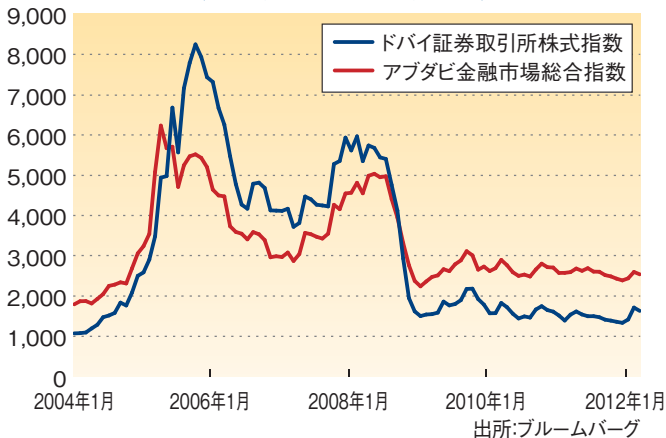
ブルジュ・アル・アラブ
(海に浮かぶ高級ホテル)

<UAEの株価と為替レート>

UAEの株式市場は、経済の拡大とともに成長を期待されています。アブダビの信用格付けは、ムーディーズ:Aa2、S&P:AA(2012年3月末)となり、他の新興国と比べて高い水準となっています。

自国通貨と米ドルの為替レートを一定割合で保つようにする「ドルベッグ制」を採用しています。

株価の推移
(2004年1月末～2012年3月末)



UAEディルハム 対円レートの推移
(2004年1月末～2012年3月末)



UAEのご紹介



アジュマン、アブダビ、ウムアルカイワイン、シャルジャ、ドバイ、フジャイラ、ラスアルハイマの7つの首長国の元々の国旗の色を全て含むデザイン。また、緑は豊かな国土を、白は清浄な生活を、黒は過去の圧政を、赤は聖戦によって流された尊い血の犠牲を表わしています。

| | |
|-------|--------------------|
| 面積 | 83,600平方キロメートル |
| 人口 | 470万人(2010年) |
| 首都 | アブダビ |
| 言語 | アラビア語 |
| 宗教 | イスラム教 |
| 独立年月日 | 1971年12月2日イギリスから独立 |
| 通貨 | ディルハム |
| 主要産業 | 石油 |
| 輸出 | 原油、天然ガス、原油製品、電化製品等 |
| 輸入 | 自動車、機械、電化製品 |

出所:外務省



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、UAEの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているUAE関連企業の株式など値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。**したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。**

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

主な変動要因

| | |
|------------|--|
| 株式の価格変動リスク | 当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。 |
| 為替変動リスク | 当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します(ただし、これに限定されるものではありません)。投資している通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。 |
| カントリーリスク | 海外の株式に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。 一般的に、ファンドの実質的な投資先であるUAE諸国の経済情勢は、当該諸国におけるインフレ、国際収支、および外貨準備高の好転・悪化など、経済状況の変化による株式の価格変動は、先進国と比べて大きくなる可能性があります。 さらに、当該諸国においては、政治不安、社会不安、また他国との外交関係の悪化などによって、証券市場の価格変動が大きくなる可能性があります。また、政府当局による海外からの投資規制、外国人投資家に対する追徴的な課税など、新たな投資規制や税制の変更が突然導入されることも想定され、それにより証券市場が悪影響を被ることも想定されます。 また、一般に当該諸国においては宗教上の教義に基づく行事・慣習等の影響により、特定日および期間において、当該諸国の金融市場が不活発になることがあります。さらに当該日および期間において、金融商品取引所が休場する場合がありますが、当該日および期間は一定ではなく、毎年変更される可能性があります。当該日および期間中においては、市場への資金流入の減少、流動性の低下などにより、株式の価格変動が大きくなる可能性があります。 加えて、当該諸国においては、有価証券が取引される市場、証券決済の仕組み、会計基準、税制、財務状況の開示、法規制等に関する制度が先進国と異なる場合、あるいは先進国と比べて未発達な場合があります。また、当該諸国の政府当局による法規制等は明確に開示されていない場合があり、政府当局による法規制等の解釈およびその変更に係る発表などにより、運用上の制約を受ける可能性があります。 |
| 信用リスク | 株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。 |
| 流動性リスク | 急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。 |

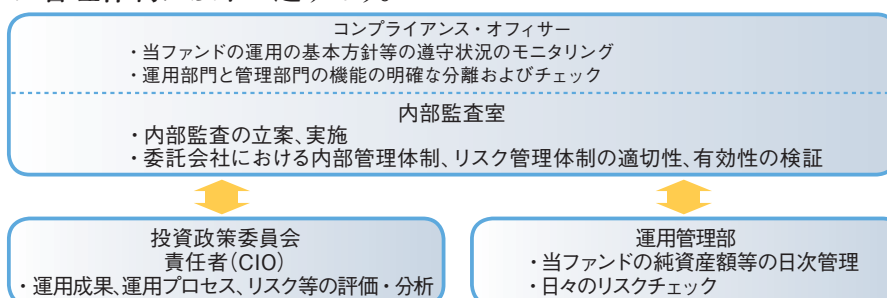
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

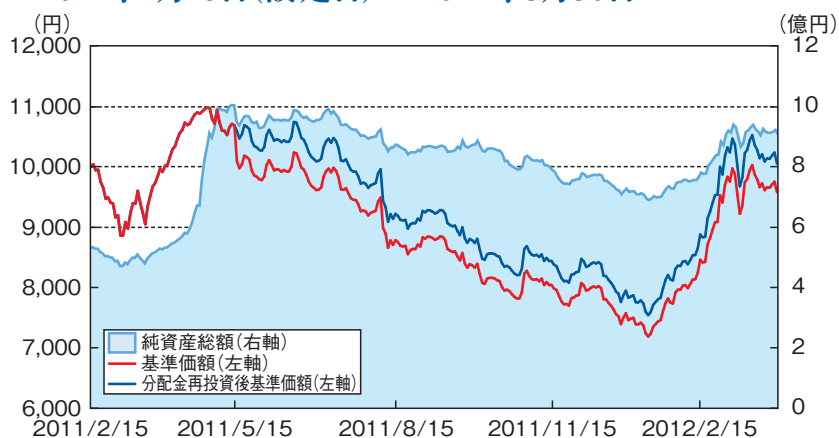
リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



※投資リスクに対する管理体制は2012年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

■ 基準価額・純資産の推移 2011年2月15日(設定日)～2012年3月30日



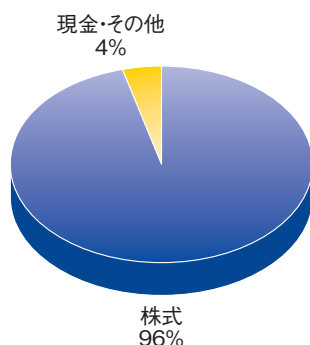
| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 9,578円 |
| 純資産総額 | 9.1億円 |

■ 分配の推移

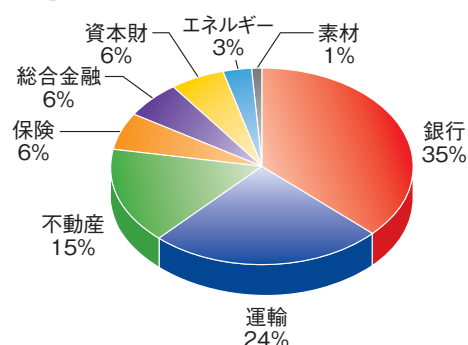
| 期 | 決算日 | 分配金額 |
|-------|-------------|------|
| 第1期 | 2011年 5月16日 | 500円 |
| 第2期 | 2011年 8月15日 | 0円 |
| 第3期 | 2011年11月14日 | 0円 |
| 第4期 | 2012年 2月14日 | 0円 |
| 設定来累計 | | 500円 |

■ 主要な資産の状況

【資産配分】



【業種別配分】

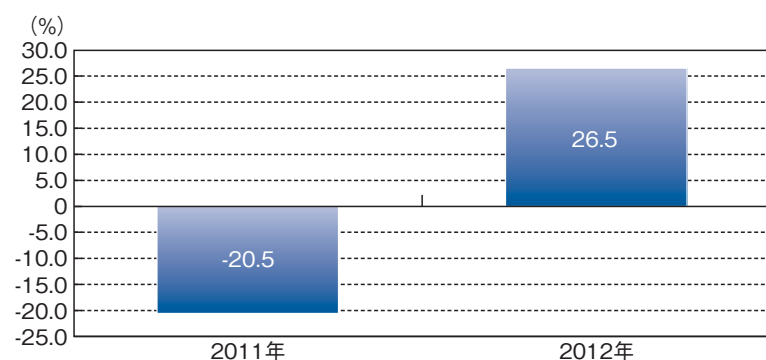


【組入れ上位10銘柄】

組入れ銘柄数：18銘柄

| 銘柄名 | 業種 | 投資比率 |
|--------------------|------|-------|
| DPワールド | 運輸 | 16.4% |
| 第一湾岸銀行 | 銀行 | 10.1% |
| エマール不動産 | 不動産 | 7.9% |
| アブダビ商業銀行 | 銀行 | 7.7% |
| ユニオン・ナショナル銀行 | 銀行 | 7.2% |
| イスラミック・アラブ保険 | 保険 | 6.1% |
| ドレイク&スカル・インターナショナル | 資本財 | 5.5% |
| ドバイ・イスラミック銀行 | 銀行 | 5.5% |
| エミレーツNBD | 銀行 | 4.6% |
| ドバイ・インベストメンツ | 総合金融 | 4.3% |

■ 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと
して計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2011年は、設定時(2011年2月15日)から2011年末までの
騰落率です。

※2012年は、3月末までの騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

お申込みメモ

| | |
|---------------------------|---|
| 購入の申込期間 | 2012年5月15日から2013年5月14日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、ファンドの有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 購入単位 | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 |
| 購入価額 | 申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3%(信託財産留保額)を控除した価額となります。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。 |
| 購入・換金 申込不可日 | アラブ首長国連邦の銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日には、購入・換金 申込は受けません。 |
| 換金制限 | ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口のご解約請求には制限を設ける場合 があります。 |
| 購入・換金 申込受付の中止 及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込み の受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。 |
| 信託期間 | 2011年2月15日(設定日)から2021年2月15日まで |
| 繰上償還 | 当ファンドは、受益権口数が1億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されること があります。 |
| 決算日 | 原則として年4回。2月14日、5月14日、8月14日、11月14日(休業日の場合は翌営業日)とします。 |
| 収益分配 | 原則として、年4回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 |
| 信託金の限度額 | 500億円 |
| 公告 | 電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.capital-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本 経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎年2月、8月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている投資者に対して交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|---------------------|--|---------------------|----|------|---------------------|------|---------------------|------|---------------------|
| 購入時手数料 | お買付申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>3.15% (税抜3.0%)</u> を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。 「自動継続投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。 | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | 解約受付日の翌営業日の基準価額に対して <u>0.3%</u> | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に対し、<u>年1.533% (税抜き1.46%)</u>の率を乗じた金額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>【運用管理費用(信託報酬)の配分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当該ファンドの純資産総額に対して</th> <th>年率1.533% (税抜き1.46%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>委託会社</td> <td>年率0.630% (税抜き0.60%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.840% (税抜き0.80%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.063% (税抜き0.06%)</td> </tr> </tbody> </table> | 当該ファンドの純資産総額に対して | | 年率1.533% (税抜き1.46%) | 内訳 | 委託会社 | 年率0.630% (税抜き0.60%) | 販売会社 | 年率0.840% (税抜き0.80%) | 受託会社 | 年率0.063% (税抜き0.06%) |
| 当該ファンドの純資産総額に対して | | 年率1.533% (税抜き1.46%) | | | | | | | | | |
| 内訳 | 委託会社 | 年率0.630% (税抜き0.60%) | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 年率0.840% (税抜き0.80%) | | | | | | | | | |
| | 受託会社 | 年率0.063% (税抜き0.06%) | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。</p> <p>※その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> | | | | | | | | | | |

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|--------------|----------|--|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して10% |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10% |

※上記は2012年3月末現在のものです。2013年1月1日以降は10.147%となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



< MEMO >



< MEMO >



*Capital Asset
Management*

キャピタル アセットマネジメント株式会社

ドバイ・アブダビ株ファンド

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書
(請求目論見書)
2012. 5. 15

キャピタル アセットマネジメント株式会社

本文書は、金融商品取引法第 13 条に定める事項に関する内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)です。

本書により行うドバイ・アブダビ株ファンドの受益権の募集については、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第5条の規定により有価証券届出書を平成 24 年 5 月 14 日に関東財務局長に提出しており、平成 24 年 5 月 15 日にその効力が発生しております。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、アラブ首長国連邦の取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているアラブ首長国連邦関連企業の株式など値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。

したがって、**元金が保証されているものではありません。**

当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。

- 投資信託は、預貯金または保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

目 次

| | 頁 |
|--------------------|----|
| 第一部 証券情報 | 1 |
| 第二部 ファンド情報 | 4 |
| 第1 ファンドの状況 | 4 |
| 1 ファンドの性格 | 4 |
| 2 投資方針 | 10 |
| 3 投資リスク | 15 |
| 4 手数料等及び税金 | 18 |
| 5 運用状況 | 22 |
| 第2 管理及び運営 | 28 |
| 1 申込（販売）手続等 | 28 |
| 2 換金（解約）手続等 | 28 |
| 3 資産管理等の概要 | 30 |
| 4 受益者の権利等 | 32 |
| 第3 ファンドの経理状況 | 34 |
| 1 財務諸表 | 36 |
| 2 ファンドの現況 | 42 |
| 第4 内国投資信託受益証券事務の概要 | 43 |
| 第三部 委託会社等の情報 | 44 |
| 第1 委託会社等の概況 | 44 |
| 1 委託会社等の概況 | 44 |
| 2 事業の内容及び営業の概況 | 45 |
| 3 委託会社等の経理状況 | 46 |
| 4 利害関係人との取引制限 | 85 |
| 5 その他 | 85 |
| 信託約款 | |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドバイ・アブダビ株ファンド（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドの受益権は契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるキャピタル アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

500億円を上限とします。

なお、上記金額には、申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。以下同じ。）は含まれていません。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「分配金受取りコース」「自動継続投資コース」については、後記「(12) その他⑤」をご参照下さい。

(6)【申込単位】

申込単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(7)【申込期間】

平成24年5月15日から平成25年5月14日まで

ただし、継続申込期間中であってもアラブ首長国連邦（以下、UAEといいます。）の銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、取得のお申込みの受付はできません。

（継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込の取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込の取扱いを行わない場合があります。

申込取扱場所の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は、次の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。
- ② 販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。
- ③ 販売会社の営業日であっても、UAEの銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。
- ④ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け取りを中止することができます。
- ⑤ 当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

- ⑥ 「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。
- ⑦ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑧ 振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(ご参考)

- ◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは
- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
 - ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。
- ◆振替制度では
- ・原則として受益証券を保有することはできません。
 - ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
 - ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
 - ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
 信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は500億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 その他資産（ ） |
| 追加型 | 内外 | 資産複合 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ |
|--------------|------|------------------|-------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル (日本を含む) | あり |
| 大型株 | 年2回 | 日本 | |
| 中小型株 | 年4回 | 北米 | なし |
| 債券 (隔月) | 年6回 | 欧州 | |
| 一般 | 年12回 | アジア | |
| 公債 (毎月) | 日々 | オセアニア | |
| 社債 | その他 | 中南米 | |
| その他債券 () | () | アフリカ | |
| 不動産投信 () | | 中近東 (中東) | |
| その他資産 () | | エマージング | |
| 資産複合 () | | | |

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

| | | |
|---------|-----|--|
| 単位型・追加型 | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 海外 | 目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 | 株式 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

属性区分の定義

| | | |
|--------|----------|---|
| 投資対象資産 | 株式 一般 | 目論見書または信託約款において、大型株・小型株に投資する旨の記載がないものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年4回 | 目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | 中近東 (中東) | 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 為替ヘッジ | なし | 目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

※上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<ファンドの特色>

1

アラブ首長国連邦(UAE)の株式に投資します。

- 豊富な石油資源を持つ「アブダビ」、中東の金融センター「ドバイ」を中心に、高い成長力を持つUAEの株式に投資します。
- 投資対象には、UAE(ドバイ、アブダビ)の証券取引所に上場されている企業のほか、UAEで営業を行なっている企業やUAE経済の成長から恩恵を受けるビジネスを展開する企業も含まれます。

<ファンドの仕組み>



2

決算は年4回、運用実績に応じて収益分配を行ないます。

- 毎年4回(2月、5月、8月、11月の各14日。ただし休業日の場合は翌営業日)、決算を行ない収益の分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

<追加的記載事項>

UAE(United Arab Emirates)とは?

アラブ首長国連邦のことをいい、アブダビやドバイなど7つの首長国で構成されています。豊富な天然資源を基に大規模なインフラ整備を実行しているアブダビ、資源が乏しい代わりに観光事業や金融センターなど独自のビジネスモデルを構築するドバイを中心に今後の成長が期待されています。

UAEの魅力

魅力1：高い経済成長力

UAEは世界の中でも経済成長が著しい国の一つです。

特にアブダビでは、豊富な石油収入を背景に对外投资が活発です。同時に石油依存経済からの脱却を図っています。

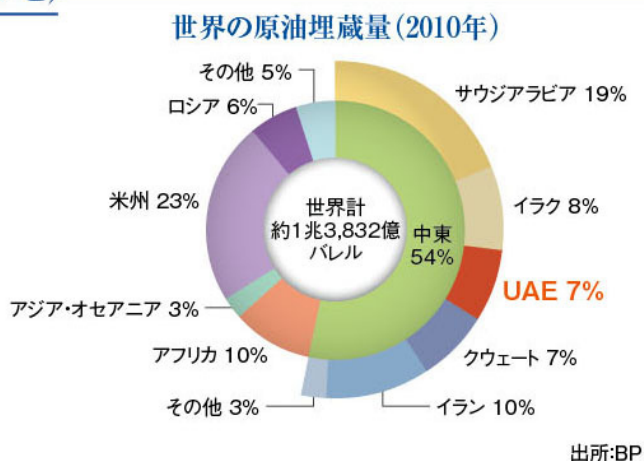
ドバイでは、中東の玄関としてのハブ空港の建設や都市開発・観光事業の多様化など産業インフラ整備に努めています。



魅力2：豊富な石油資源(アブダビ)

UAEは石油生産量が日量285万バレル(2010年)を誇る世界有数の産油国です。その大部分がアブダビで生産されています。アブダビは、UAE全体の約80%に及ぶ面積をもち、広大な国土に埋蔵された豊富な石油資源によってUAEの政治、経済を支えるリーダー国です。

日本は、石油輸入量の約4分の1をUAEから輸入しており、国別ではサウジアラビアに次いで2位の輸入相手国となっています。



魅力3：中東の金融センターとして発展する経済(ドバイ)

ドバイは中東の金融センターとしての位置を占めています。

古くから中継貿易の港として栄えたジャバルアリー地区に、世界最大規模の貿易港を持つフリーゾーン(経済特区)を開発し、物流のハブとしてドバイ経済発展の原動力となっています。現在では世界100カ国以上から大企業を含む6,000社以上もの企業が進出しています。また、中東の玄関としてのハブ空港の建設を進めており、最終的には現空港の10倍、年間1億6,000万人が利用する世界最大の国際空港を目指しています。

■フリーゾーンとは

100%外国資本による所有可／法人税・所得税50年間免除(更新可能)／ローカル・スポンサー(サービス代理人)不要／資本、利益の本国送金自由／外国人労働者雇用制限なし／保税区分／長期土地リース可

主なフリーゾーン

| フリーゾーン | セクター別 | 主な企業 |
|-----------------|-------------------|-----------------------------------|
| ジャバルアリー・フリーゾーン | 中東初(1985年設立) | ブリヂストン、ホンダ、シチズン、ケンウッド |
| ドバイ・インターネット・シティ | IT産業向け(2000年設立) | マイクロソフト、IBM、オラクル、シスコ、ヒューレット・パッカード |
| ドバイ・メディア・シティ | メディア産業向け(2001年設立) | ロイター、CNN、CNBC、BBCワールド |

<ドバイのユニークな大型プロジェクト>

ドバイでは、近年の開発ブームの波に乗り、ユニークな大型プロジェクトが次々と進められ、国内外の投資家らの注目を集めることに成功しました。また、アラブの美しい海と暖かい気候は、ヨーロッパや他の中東諸国をはじめ世界中の人々を惹きつけており、近年、ドバイを訪れる観光客が増えています。



世界一高いとも言われるタワー
「ブルジュ・カリファ」



椰子の木の形をした埋め立てリゾート
「ザ・パーム」(パーム・ジャバルアリーなど3か所)



ブルジュ・アル・アラブ
(海に浮かぶ高級ホテル)

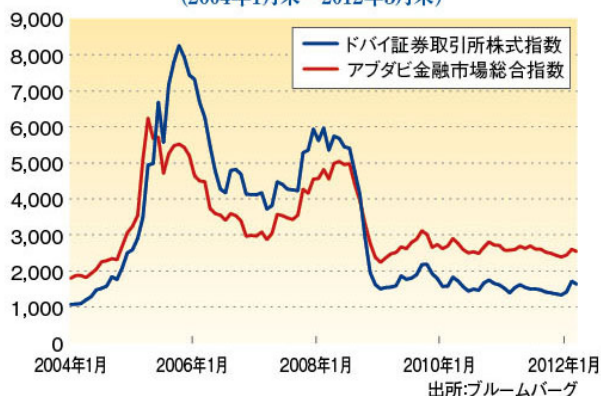
<UAEの株価と為替レート>

UAEの株式市場は、経済の拡大とともに成長を期待されています。アブダビの信用格付けは、ムーディーズ:Aa2、S&P:AA(2012年3月末)となり、他の新興国と比べて高い水準となっています。

本国通貨と米ドルの為替レートを一定割合で保つようにする「ドルベッグ制」を採用しています。

株価の推移

(2004年1月末～2012年3月末)



UAEディルハム 対円レートの推移

(2004年1月末～2012年3月末)



UAEのご紹介



アジュマン、アブダビ、ウムアルカイワイン、シャルジャ、ドバイ、フジャイラ、ラスアルハイマの7つの首長国の元々の国旗の色を全て含むデザイン。また、緑は豊かな国土を、白は清浄な生活を、黒は過去の圧政を、赤は聖戦によって流された尊い血の犠牲を表わしています。

| | |
|-------|--------------------|
| 面積 | 83,600平方キロメートル |
| 人口 | 470万人(2010年) |
| 首都 | アブダビ |
| 言語 | アラビア語 |
| 宗教 | イスラム教 |
| 独立年月日 | 1971年12月2日イギリスから独立 |
| 通貨 | ディルハム |
| 主要産業 | 石油 |
| 輸出 | 原油、天然ガス、原油製品、電化製品等 |
| 輸入 | 自動車、機械、電化製品 |

出所:外務省

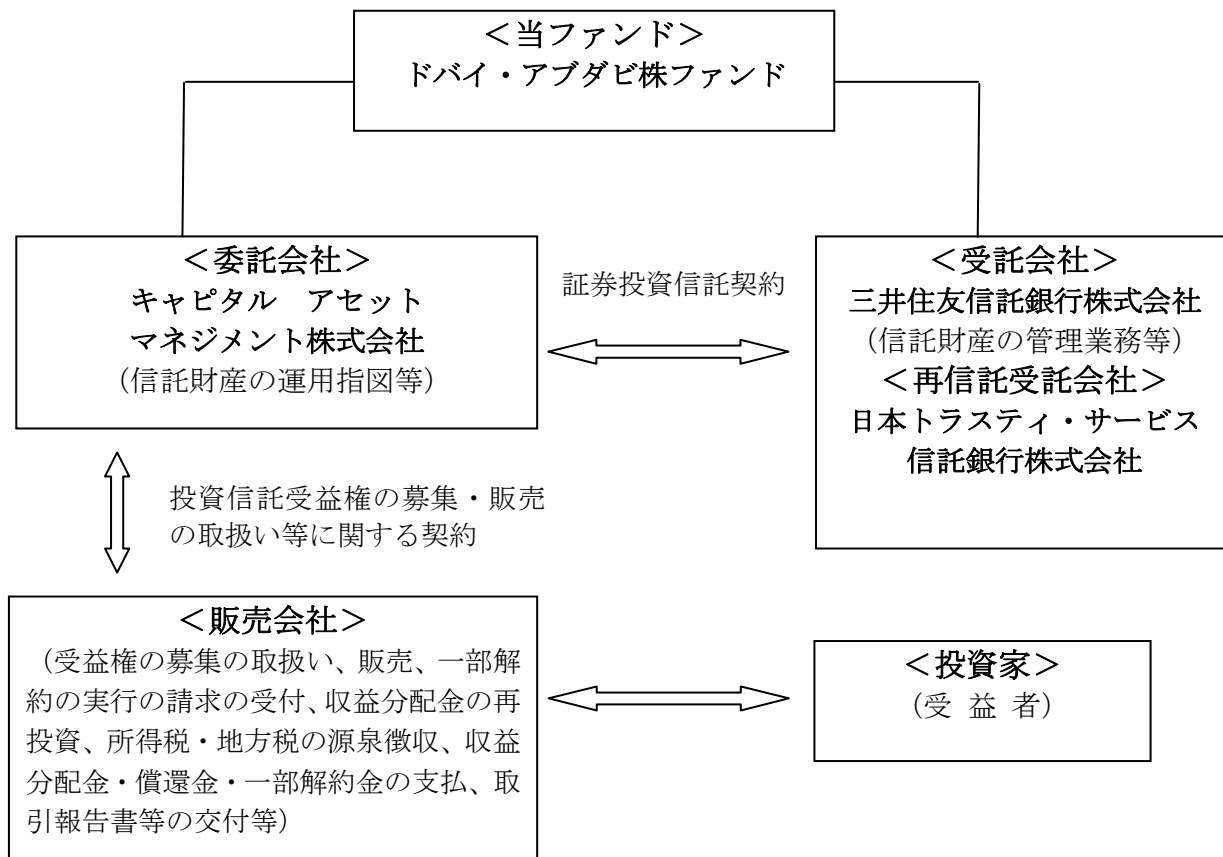


(2) 【ファンドの沿革】

平成23年2月15日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ. キャピタル アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で証券投資信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

③ 委託会社の概況

イ. 資本金の額（平成24年3月末日現在）

資本金 280百万円
 発行済株式の総数 10,305株（内普通株式8,705株）

ロ. 委託会社の沿革

平成16年1月 ヒューミント投資顧問株式会社設立
 平成16年2月 投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号
 平成16年6月 投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号
 平成19年3月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号
 平成19年9月 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第383号
 平成20年6月 総合不動産投資顧問業登録 国土交通大臣 総合-第101号
 平成21年10月 キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社に
 商号変更
 平成22年3月 キャピタル アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ. 大株主の状況（平成24年3月末日現在）

| | | | |
|------------------------|--------------------------------|--------------------|-------------|
| 発行済株式の総数 (a) および資本金 | 10,305株（内普通株式8,705株） 280百万円 | | |
| 氏名、商号または名称 | 住所 | 保有株式数 (b)（普通株式） | 比率 (b/a) |
| キャピタル・パートナーズ 証券株式会社 | 東京都中央区日本橋三丁目 12番2号 | 7,365株 | 84.6% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

UAEの取引所に上場している株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. 主としてUAEの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているUAE関連企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ロ. 銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。
- ハ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。
- ニ. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ホ. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ヘ. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ト. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
- 2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

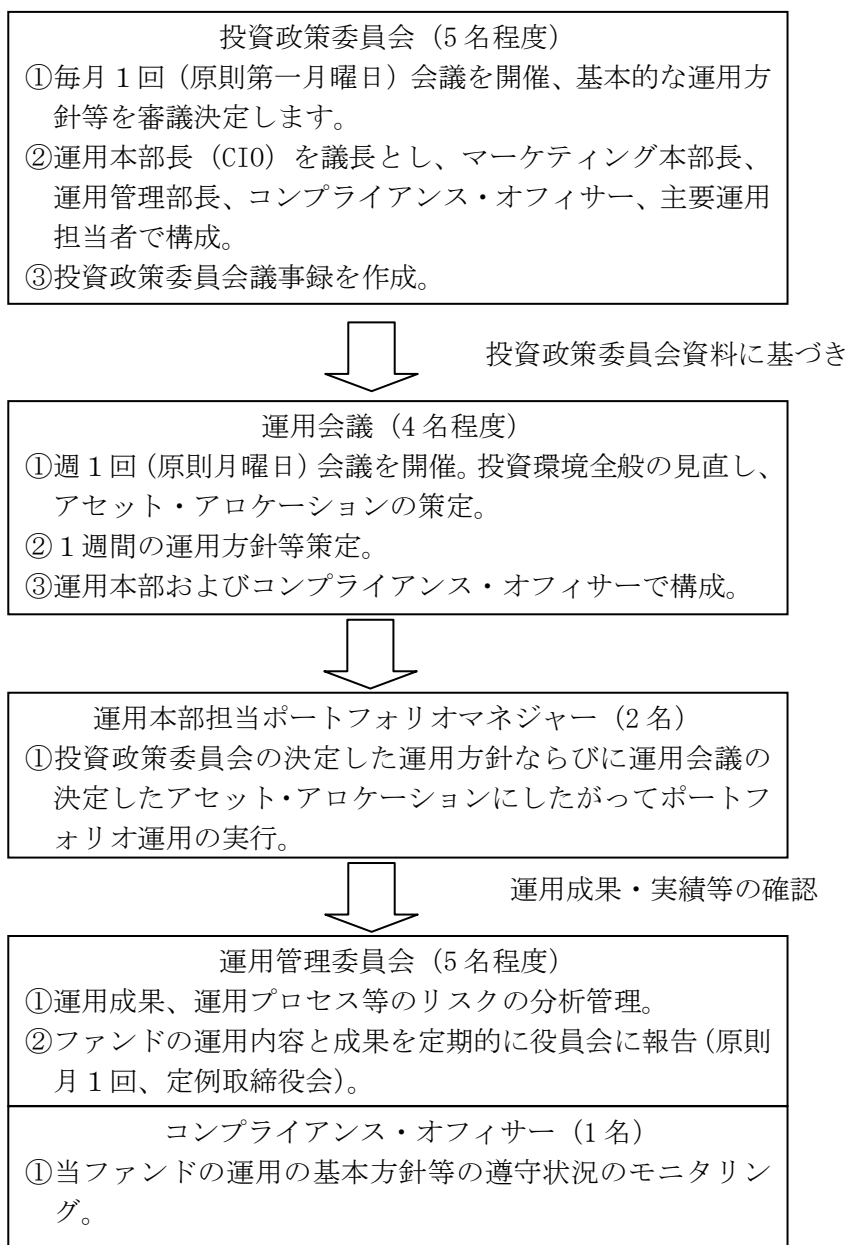
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益配分方針等を決定する体制としております。



② 内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運営を行うべく、オペレーション部門による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用状況および運用成果等については、運用管理部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、業務執行に係る社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

(注) 運用体制は平成24年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年4回(原則として毎年2月14日、5月14日、8月14日、11月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

<信託約款による投資制限>

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲内で行います。
- ⑪ 資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解

約代金および償還金の合計額を限度とします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

<法令等による投資制限>

① 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）をおこない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドは、UAEの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているUAE関連企業の株式など値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

基準価額の主な変動要因については、次の通りです。

① 株式の価格変動リスク

当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します（ただし、これに限定されるものではありません）。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ カントリーリスク

海外の株式に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

一般的に、ファンドの実質的な投資先であるUAE諸国の経済情勢は、当該諸国におけるインフレ、国際収支、および外貨準備高の好転・悪化など、経済状況の変化による株式の価格変動は、先進国と比べて大きくなる可能性があります。

さらに、当該諸国においては、政治不安、社会不安、また他国との外交関係の悪化などによって、証券市場の価格変動が大きくなる可能性があります。また、政府当局による海外からの投資規制、外国人投資家に対する追徴的な課税など、新たな投資規制や税制の変更が突然導入されることも想定され、それにより証券市場が悪影響を被ることも想定されます。

また、一般に当該諸国においては宗教上の教義に基づく行事・慣習等の影響により、特定日および期間において、当該諸国の金融市場が不活発になることがあります。さらに当該日および期間において、金融商品取引所が休場する場合がありますが、当該日および期間は一定ではなく、毎年変更される可能性があります。当該日および期間中においては、市場への資金流入の減少、流動性の低下などにより、株式の価格変動が大きくなる可能性があります。

加えて、当該諸国においては、有価証券が取引される市場、証券決済の仕組み、会計基準、税制、財務状況の開示、法規制等に関する制度が先進国と異なる場合、あるいは先進国と比べて未発達な場合があります。また、当該諸国の政府当局による法規制等は明確に開示されていない場合があります。また、政府当局による法規制等の解釈およびその変更に係る発表などにより、運用上の制約を受ける可能性があります。

④ 信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

⑦ 資金移動に係るリスク

当ファンドの主要投資対象国であるUAE政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

⑧ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

(2) 買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。
- ② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

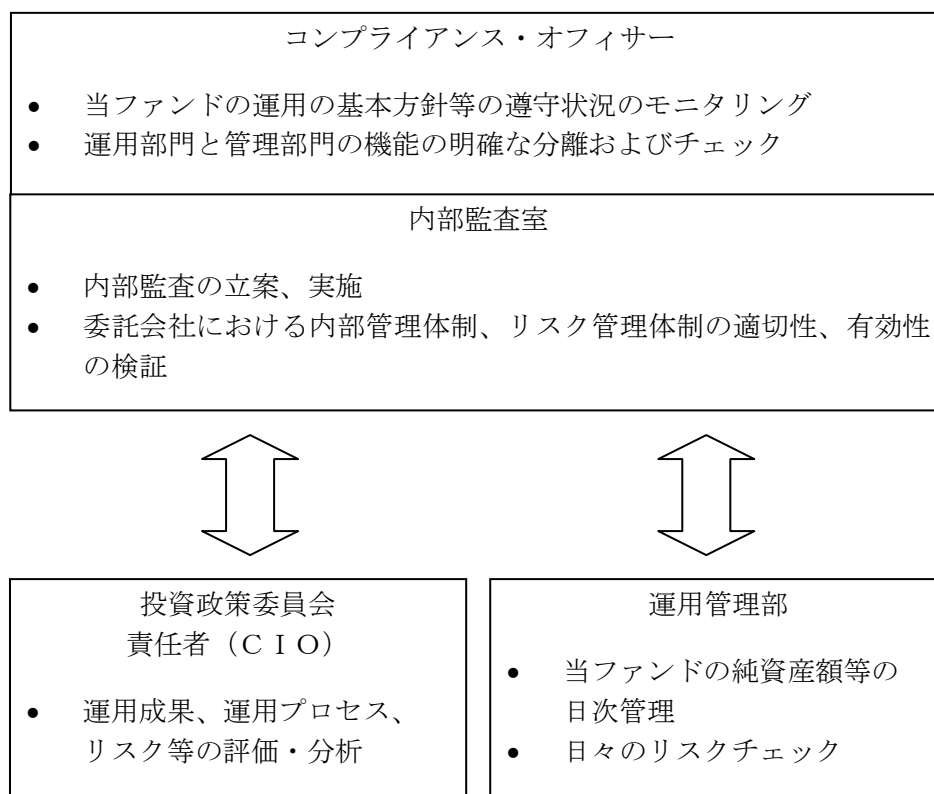
その他の留意点

当ファンドは、受益権口数が1億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

(3) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

① リスク管理体制について



② 担当部署等の概要

◆ コンプライアンス・オフィサー

- 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - 運用ガイドラインの遵守状況のモニター
 - 取引の妥当性のチェック
 - 利益相反取引のチェック

◆ 内部監査室

- 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。

(注) 投資リスクに対する管理体制は平成24年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動継続投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

① 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年率1.533%（税抜 1.46%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| 年率0.630% (税抜 0.60%) | 年率0.840% (税抜 0.80%) | 年率0.063% (税抜 0.06%) |

② 上記①の信託報酬額（年率1.533%）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ③ 投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
- ④ 前各項の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
1. 法律顧問に対する報酬および費用
 2. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
 4. 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
 6. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 7. 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
- ⑤ 委託会社は前各項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができます。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。
- ⑥ 信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収される予定です。

1. 個人受益者の場合

イ. 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。
- ・ ただし、上記の10%の税率は、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

ロ. 解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。
- ・ ただし、上記の10%の税率は、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

※ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。

す。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

※ 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

2. 法人受益者の場合

イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、軽減税率が適用され、平成25年12月31日までは7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

※ 上記の7%（所得税のみ）の税率は、平成26年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

ロ. 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

② 個別元本

イ. 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。

ロ. 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

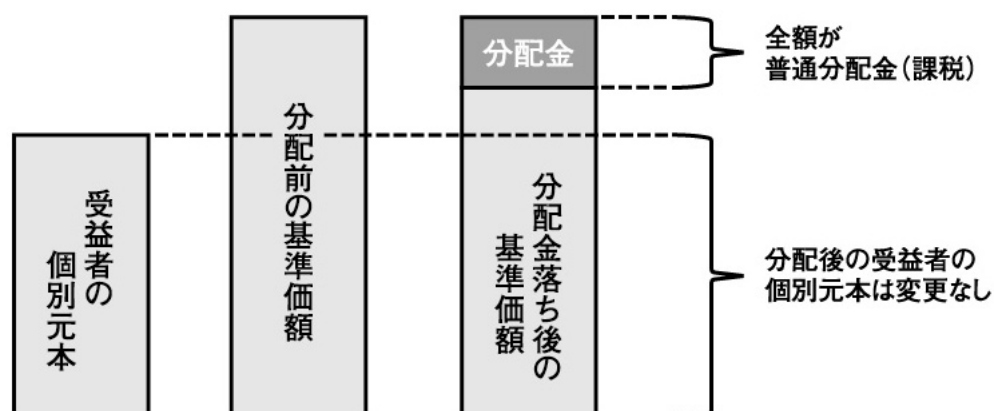
イ. 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

ロ. 受益者が収益分配金を受け取る際

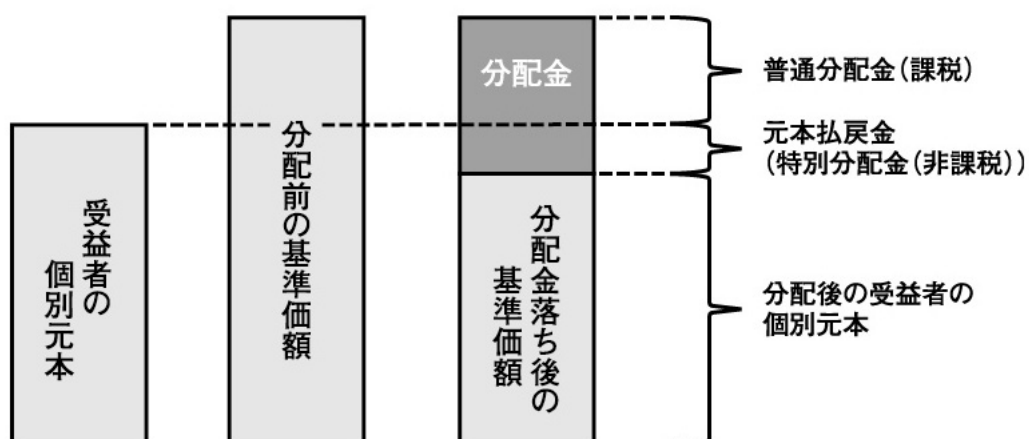
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分との額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



※ 税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

「ドバイ・アブダビ株ファンド」

(平成 24 年 3 月 30 日現在)

| 資産の種類 | 地域別(国名) | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-------------------------|----------|-------------|---------|
| 株式 | アラブ首長国連邦 | 870,211,559 | 95.49 |
| 現金・預金・その他の資産 (負債控除後) | — | 41,084,593 | 4.51 |
| 合計(純資産総額) | — | 911,296,152 | 100.00 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

「ドバイ・アブダビ株ファンド」

<評価額(全銘柄)>

(平成24年3月30日現在)

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量(口) | 簿価単価 評価単価 (円) | 簿価金額 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|----|-------------------------|-----------|---------------------|----------------------------|-----------------|
| アラブ首長国連邦 | 株式 | FIRST GULF BANK AED1 | 420,620 | 198.865 218.146 | 83,693,916 91,756,823 | 10.07 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | DUBAI ISLAMIC BANK AED1 | 1,052,000 | 48.203 47.306 | 50,709,556 49,766,122 | 5.46 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | DUBAI INVESTMENTS AED1 | 1,965,000 | 14.348 19.752 | 28,195,392 38,812,719 | 4.26 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | UNION PROPERTIES AED1 | 2,953,616 | 7.622 9.573 | 22,845,924 28,275,970 | 3.1 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | ABU DHABI COMM.BK. AED1 | 1,004,000 | 64.793 69.502 | 65,052,975 69,780,008 | 7.66 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | NATL MARINE DREDGN AED1 | 93,000 | 206.488 245.499 | 19,203,402 22,831,407 | 2.51 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | UNION NATIONAL BK AED1 | 926,600 | 66.363 70.398 | 61,492,141 65,231,528 | 7.16 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | EMAAR PROPERTIES AED1 | 1,065,000 | 66.363 67.932 | 70,742,095 72,348,219 | 7.94 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | ISLAMIC ARAB INSUR AED1 | 3,072,800 | 13.676 17.958 | 42,644,256 55,182,633 | 6.06 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | ARAMEX COMPANY AED1 | 510,000 | 42.149 40.804 | 21,496,296 20,810,244 | 2.28 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | RAS AL KHAIMAH CEM AED1 | 598,000 | 15.245 15.694 | 9,116,868 9,385,012 | 1.03 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | DANA GAS AED1 | 2,629,000 | 9.64 10.985 | 25,345,137 28,881,668 | 3.17 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | RAS AL KHAIMAH PRO AED1 | 4,150,000 | 7.398 8.968 | 30,704,190 37,217,200 | 4.08 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | WAHA CAPITAL PJSC AED1 | 893,330 | 11.882 15.694 | 10,615,083 14,019,921 | 1.54 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | AIR ARABIA AED1 | 1,546,000 | 14.797 16.052 | 23,015,116 24,817,505 | 2.72 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | EMIRATES NBD PJSC AED1 | 608,227 | 66.139 68.381 | 40,227,525 41,591,171 | 4.56 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | DP WORLD USD0.10 | 156,500 | 895.871 953.404 | 140,203,811 149,207,726 | 16.37 |
| アラブ首長国連邦 | 株式 | DRAKE & SCULL INTE AED1 | 2,178,000 | 21.747 23.092 | 47,365,837 50,295,683 | 5.52 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別及び業種別投資比率>

(平成24年3月30日現在)

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|--------|--------------|---------|
| 株式(外国) | エネルギー | 3.17 |
| | 素材 | 1.03 |
| | 資本財・サービス-資本財 | 5.52 |
| | 資本財・サービス-運輸 | 23.89 |
| | 金融-銀行 | 34.91 |
| | 金融-各種金融 | 5.80 |
| | 金融-保険 | 6.06 |
| | 金融-不動産 | 15.13 |
| | 小計 | 95.49 |
| 合計 | | 95.49 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成 24 年 3 月末日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

| 特定期間 | 計算期間 | 純資産総額(円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|----------|-------------------------|---------------|---------------|--------------|---------|
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第 1 特定期間 | 第 1 期末 (平成23年5月16日) | 952, 559, 990 | 999, 776, 490 | 1. 0087 | 1. 0587 |
| | 第 2 期末 (平成23年8月15日) | 878, 183, 950 | 878, 183, 950 | 0. 8785 | 0. 8785 |
| 第 2 特定期間 | 第 3 期末 (平成23年11月14日) | 809, 320, 755 | 809, 320, 755 | 0. 8091 | 0. 8091 |
| | 第 4 期末 (平成24年2月14日) | 769, 324, 448 | 769, 324, 448 | 0. 8240 | 0. 8240 |
| | 平成 23 年 3 月末日 | 536, 974, 071 | — | 1. 0037 | — |
| | 平成 23 年 4 月末日 | 996, 587, 537 | — | 1. 0933 | — |
| | 平成 23 年 5 月末日 | 938, 896, 739 | — | 0. 9836 | — |
| | 平成 23 年 6 月末日 | 960, 087, 772 | — | 0. 9622 | — |
| | 平成 23 年 7 月末日 | 897, 711, 152 | — | 0. 9195 | — |
| | 平成 23 年 8 月末日 | 870, 013, 185 | — | 0. 8811 | — |
| | 平成 23 年 9 月末日 | 877, 996, 876 | — | 0. 8327 | — |
| | 平成 23 年 10 月末日 | 836, 224, 528 | — | 0. 8232 | — |
| | 平成 23 年 11 月末日 | 760, 206, 000 | — | 0. 7837 | — |
| | 平成 23 年 12 月末日 | 731, 841, 771 | — | 0. 7575 | — |
| | 平成 24 年 1 月末日 | 731, 387, 021 | — | 0. 7736 | — |
| | 平成 24 年 2 月末日 | 910, 320, 903 | — | 0. 9699 | — |
| | 平成 24 年 3 月末日 | 911, 296, 152 | — | 0. 9578 | — |

② 【分配の推移】

| 特定期間 | 計算期間 | | 1口当たりの分配金(円) |
|----------|------|--------------------------------|--------------|
| 第 1 特定期間 | 第1期 | 自 平成23年 2月15日 至 平成23年 5月16日 | 0. 05 |
| | 第2期 | 自 平成23年 5月17日 至 平成23年 8月15日 | 0 |
| 第 2 特定期間 | 第3期 | 自 平成23年 8月16日 至 平成23年11月14日 | 0 |
| | 第4期 | 自 平成23年11月15日 至 平成24年 2月14日 | 0 |

③【収益率の推移】

| 特定期間 | 計算期間 | | 収益率(%) |
|--------|------|--------------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 第1期 | 自 平成23年 2月15日 至 平成23年 5月16日 | 5.87 |
| | 第2期 | 自 平成23年 5月17日 至 平成23年 8月15日 | △12.91 |
| 第2特定期間 | 第3期 | 自 平成23年 8月16日 至 平成23年11月14日 | △ 7.9 |
| | 第4期 | 自 平成23年11月15日 至 平成24年 2月14日 | 1.84 |

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

| 特定期間 | 計算期間 | | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|--------|------|--------------------------------|-------------|-------------|
| 第1特定期間 | 第1期 | 自 平成23年 2月15日 至 平成23年 5月16日 | 945,330,000 | 1,000,000 |
| | 第2期 | 自 平成23年 5月17日 至 平成23年 8月15日 | 121,050,000 | 65,730,000 |
| 第2特定期間 | 第3期 | 自 平成23年 8月16日 至 平成23年11月14日 | 119,604,214 | 118,930,000 |
| | 第4期 | 自 平成23年11月15日 至 平成24年 2月14日 | 11,598,459 | 78,260,000 |

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

基準日：2012年3月30日

■ 基準価額・純資産の推移 2011年2月15日(設定日)～2012年3月30日



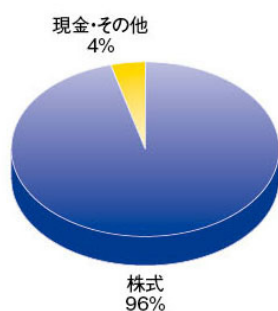
| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 9,578円 |
| 純資産総額 | 9.1億円 |

■ 分配の推移

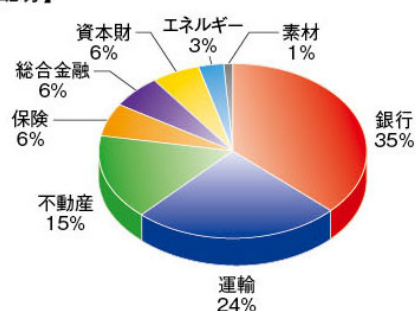
| 期 | 決算日 | 分配金額 |
|-------|-------------|------|
| 第1期 | 2011年 5月16日 | 500円 |
| 第2期 | 2011年 8月15日 | 0円 |
| 第3期 | 2011年11月14日 | 0円 |
| 第4期 | 2012年 2月14日 | 0円 |
| 設定来累計 | | 500円 |

■ 主要な資産の状況

【資産配分】



【業種別配分】



【組入れ上位10銘柄】

組入れ銘柄数：18銘柄

| 銘柄名 | 業種 | 投資比率 |
|--------------------|------|-------|
| DPワールド | 運輸 | 16.4% |
| 第一湾岸銀行 | 銀行 | 10.1% |
| エマール不動産 | 不動産 | 7.9% |
| アブダビ商業銀行 | 銀行 | 7.7% |
| ユニオン・ナショナル銀行 | 銀行 | 7.2% |
| イスラミック・アラブ保険 | 保険 | 6.1% |
| ドレイク&スカル・インターナショナル | 資本財 | 5.5% |
| ドバイ・イスラミック銀行 | 銀行 | 5.5% |
| エミレーツNBD | 銀行 | 4.6% |
| ドバイ・インベストメンツ | 総合金融 | 4.3% |

■ 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと
して計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2011年は、設定時(2011年2月15日)から2011年末までの
騰落率です。

※2012年は、3月末までの騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、UAEの銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、UAEの銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に該当する日には、原則として、お申込みができません。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

① 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

（略称：アラブ首長株）また、委託会社のホームページでもご覧になれます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>

・電話番号 03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

1口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。

※ 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して8営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：アラブ首長株）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

② 主な運用対象資産の評価基準および評価方法

イ. 株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の終値（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日の終値）で評価します。

ロ. 外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託契約締結日から平成33年2月15日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

① この信託の計算期間は、原則として毎年2月15日から5月14日まで、5月15日から8月14日まで、8月15日から11月14日まで、および11月15日から翌年2月14日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

① 信託の終了

イ. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ロ. 委託会社は、上記イ. にしたがって信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. 上記ロ. からニ. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ. からニ. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更等

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本イ. からト. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ. 委託会社は、上記イ. の事項（上記イ. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- ヘ. 上記ロ. からホ. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト. 上記イ. からヘ. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書>

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、

自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、6ヵ月ごと（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および信託終了時に運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

⑤ 信託契約に関する監督官庁の命令

イ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

⑥ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②ロ. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

イ. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ロ. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ. によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に

係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として支払いを開始します。）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して8営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の手續に関する事項は、前記の「3 資産管理等の概要 (5) その他 ①信託の終了 ロ。」または「3 資産管理等の概要 (5) その他 ②信託約款の変更等 ロ。」に規定する書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>

・電話03-5205-0700（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。ただし、当ファンドの第1特定期間は、当ファンド設定日平成23年2月15日から平成23年8月15日までといたします。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成23年8月16日から平成24年2月14日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人（旧称：ビーエー東京監査法人）による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成24年4月27日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

若槻 明 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドバイ・アブダビ株ファンドの平成23年8月16日から平成24年2月14日までの第2特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドバイ・アブダビ株ファンドの平成24年2月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】
 【ドバイ・アブダビ株ファンド】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第1特定期間 (平成23年8月15日現在) | 第2特定期間 (平成24年2月14日現在) |
|------------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 97,802,731 | 42,509,226 |
| 株式 | 795,234,201 | 741,047,662 |
| 派生商品評価勘定 | 7,796 | — |
| 流動資産合計 | 893,044,728 | 783,556,888 |
| 資産合計 | 893,044,728 | 783,556,888 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 4,438,690 | |
| 未払解約金 | 6,073,322 | 10,616,180 |
| 未払受託者報酬 | 148,173 | 118,066 |
| 未払委託者報酬 | 3,457,228 | 2,754,829 |
| その他未払費用 | 743,365 | 743,365 |
| 流動負債合計 | 14,860,778 | 14,232,440 |
| 負債合計 | 14,860,778 | 14,232,440 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 999,650,000 | 933,662,673 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | △121,466,050 | △164,338,225 |
| 元本等合計 | 878,183,950 | 769,324,448 |
| 純資産合計 | 878,183,950 | 769,324,448 |
| 負債純資産合計 | 893,044,728 | 783,556,888 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第1特定期間 | | 第2特定期間 | |
|---|--------|--------------------------------|--------|--------------------------------|
| | 自 | 平成23年 2 月15日 至 平成23年 8 月15日 | 自 | 平成23年 8 月16日 至 平成24年 2 月14日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 13,772,250 | | — |
| 受取利息 | | 11,723 | | 10,603 |
| 有価証券売買等損益 | | △43,339,507 | | △55,905,100 |
| 為替差損益 | | △65,200,554 | | 4,801,323 |
| 営業収益合計 | | △94,756,088 | | △51,093,174 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 250,143 | | 251,643 |
| 委託者報酬 | | 5,836,528 | | 5,871,491 |
| その他費用 | | 6,119,099 | | 3,438,219 |
| 営業費用合計 | | 12,205,770 | | 9,561,353 |
| 営業利益又は営業損失(△) | | △106,961,858 | | △60,654,527 |
| 経常利益又は経常損失(△) | | △106,961,858 | | △60,654,527 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | | △106,961,858 | | △60,654,527 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | | △2,640,128 | | △8,604,427 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | | — | | △121,466,050 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 34,657,584 | | 29,622,518 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 64 | | 29,622,518 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 34,657,520 | | — |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 4,585,404 | | 20,444,593 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 504,861 | | — |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 4,080,543 | | 20,444,593 |
| 分配金 | | 47,216,500 | | — |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | | △121,466,050 | | △164,338,225 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準および評価方法 | (1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 2. 収益および費用の計上基準 | (1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額を計上しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる事項 | 外貨建取引等の処理基準 (1) 「投信信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条並びに第61条に基づいて処理しております。 (2) 当ファンドの計算期間は、平成23年8月16日から平成24年2月14日までとなっております。 |

(追加情報)

| |
|---|
| 第2特定期間 自 平成23年8月16日 至 平成24年2月14日 |
| 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第1特定期間 (平成23年8月15日現在) | 第2特定期間 (平成24年2月14日現在) |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1. 期首元本額 | 535,690,000 円 | 999,650,000 円 |
| 期中追加設定元本額 | 530,690,000 円 | 131,202,673 円 |
| 期中一部解約元本額 | 66,730,000 円 | 197,190,000 円 |
| 2. 元本の欠損 | 121,466,050 円 | 164,338,225 円 |
| 3. 計算期間末日における受益権 の総数 | 999,650,000 口 | 933,662,673 口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第1 特定期間 自 平成 23 年 2 月 15 日 至 平成 23 年 8 月 15 日 | | 第2 特定期間 自 平成 23 年 8 月 16 日 至 平成 24 年 2 月 14 日 | |
|---|--|---|--|
| <p align="center"><u>第1 期計算期間</u> (平成 23 年 2 月 15 日～平成 23 年 5 月 16 日)</p> <p>1. その他費用の内訳 信託事務費用 1,484,961 円</p> <p>2. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 A 5,259,244 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 B 15,529,662 円 収益調整金額 C 34,657,584 円 分配準備積立金額 D - 円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 55,446,490 円 当ファンドの期末残存口数 F 944,330,000 口 10,000 口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 587.15 円 10,000 口当たり分配金額 H 500 円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 47,216,500 円</p> <p align="center"><u>第2 期計算期間</u> (平成 23 年 5 月 17 日～平成 23 年 8 月 15 日)</p> <p>1. その他費用の内訳 信託事務費用 4,634,138 円</p> <p>2. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 A - 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 B - 円 収益調整金額 C 306,754 円 分配準備積立金額 D - 円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 306,754 円 当ファンドの期末残存口数 F 999,650,000 口 10,000 口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 3.07 円 10,000 口当たり分配金額 H - 円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 - 円</p> | | <p align="center"><u>第3 期計算期間</u> (平成 23 年 8 月 16 日～平成 23 年 11 月 14 日)</p> <p>1. その他費用の内訳 信託事務費用 1,222,565 円</p> <p>2. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 A - 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 B - 円 収益調整金額 C 306,963 円 分配準備積立金額 D - 円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 306,963 円 当ファンドの期末残存口数 F 1,000,324,214 口 10,000 口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 3.07 円 10,000 口当たり分配金額 H - 円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 - 円</p> <p align="center"><u>第4 期計算期間</u> (平成 23 年 11 月 15 日～平成 24 年 2 月 14 日)</p> <p>1. その他費用の内訳 信託事務費用 2,215,654 円</p> <p>2. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 A 3,826 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 B - 円 収益調整金額 C 286,516 円 分配準備積立金額 D - 円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 290,342 円 当ファンドの期末残存口数 F 933,662,673 口 10,000 口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 3.11 円 10,000 口当たり分配金額 H - 円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 - 円</p> | |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第1 特定期間 自 平成 23 年 2 月 15 日 至 平成 23 年 8 月 15 日 | 第2 特定期間 自 平成 23 年 8 月 16 日 至 平成 24 年 2 月 14 日 |
|--------------------------|--|--|
| | 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状 | 同左 |

| | | |
|--|--|--|
| | 況の確認を行っております。 また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。 | |
|--|--|--|

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第1特定期間 (平成23年8月15日現在) | 第2特定期間 (平成24年2月14日現在) |
|----------------------------|--|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | ①有価証券(株式) 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 ②デリバティブ取引 該当事項はありません。 ③上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 | ①有価証券(株式) 同左 ②デリバティブ取引 同左 ③上記以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の最終計算期間の損益に含まれた評価差額

第1特定期間(自平成23年2月15日 至 平成23年8月15日)

(単位:円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-------------------|
| 株式 | △78,429,336 |
| 合計 | △78,429,336 |

第2特定期間(自平成23年8月16日 至 平成24年2月14日)

(単位:円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-------------------|
| 株式 | 14,434,439 |
| 合計 | 14,434,439 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| 第1特定期間 (平成23年8月15日現在) | | 第2特定期間 (平成24年2月14日現在) | |
|--------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 1口当たり純資産額 | 0.8785円 | 1口当たり純資産額 | 0.8240円 |
| (10,000口当たり純資産額) | 8,785円 | (10,000口当たり純資産額) | 8,240円 |

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表（平成24年2月14日現在）

(ア)株式

次表の通りです。

| 種類 | 通貨 | 銘柄名 | 株数 | 評価額 | | 備考 |
|----|--------------|-------------------------|-----------|-------|--|----|
| | | | | 単価 | 金額 | |
| 株式 | 米国ドル | DP WORLD USD0.10 | 156,500 | 10.9 | 1,705,850 | |
| | 計 | 銘柄数：1 組入時価比率：17.19% | | | 1,705,850 (132,271,609) 17.85% | |
| 株式 | UAE ディルハム | ARAMEX COMPANY AED1 | 510,000 | 1.88 | 958,800 | |
| | | NATL MARINE DREDGN AED1 | 93,000 | 9.21 | 856,530 | |
| | | WAHA CAPITAL PJSC AED1 | 893,330 | 0.53 | 473,464.9 | |
| | | RAS AL KHAIMAH CEM AED1 | 598,000 | 0.68 | 406,640 | |
| | | FIRST GULF BANK AED1 | 210,310 | 17.75 | 3,733,002.5 | |
| | | ABU DHABI COMM.BK. AED1 | 1,004,000 | 2.89 | 2,901,560 | |
| | | EMAAR PROPERTIES AED1 | 965,000 | 2.94 | 2,837,100 | |
| | | UNION NATIONAL BK AED1 | 926,600 | 2.96 | 2,742,736 | |
| | | DUBAI ISLAMIC BANK AED1 | 1,052,000 | 2.15 | 2,261,800 | |
| | | DRAKE & SCULL INTE AED1 | 2,178,000 | 0.97 | 2,112,660 | |
| | | ISLAMIC ARAB INSUR AED1 | 3,072,800 | 0.61 | 1,902,063.2 | |
| | | EMIRATES NBD PJSC AED1 | 608,227 | 2.95 | 1,794,269.65 | |
| | | RAS AL KHAIMAH PRO AED1 | 4,150,000 | 0.33 | 1,369,500 | |
| | | DUBAI INVESTMENTS AED1 | 1,965,000 | 0.64 | 1,257,600 | |
| | | DANA GAS AED1 | 2,629,000 | 0.43 | 1,130,470 | |
| | | AIR ARABIA AED1 | 1,546,000 | 0.66 | 1,026,544 | |
| | | UNION PROPERTIES AED1 | 2,953,616 | 0.34 | 1,018,997.52 | |
| | 計 | 銘柄数：17 組入時価比率：79.13% | | | 28,783,737.77 (608,776,053) 82.15% | |
| | 合計 | | | | 30,489,587.77 (741,047,662) | |

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および合計金額に対する比率であります。

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|----------|--------|--------------|----------------|
| 米国ドル | 株式1銘柄 | 17.19% | 17.85% |
| UAEディルハム | 株式17銘柄 | 79.13% | 82.15% |

(注) 組入株式時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ドバイ・アブダビ株ファンド」

(平成24年3月30日現在)

| | |
|----------------------|--------------|
| I 資産総額 | 922,365,721円 |
| II 負債総額 | 11,069,569円 |
| III 純資産総額(I - II) | 911,296,152円 |
| IV 発行済数量 | 951,494,839口 |
| V 1単位あたり純資産額(III/IV) | 0.9578円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成24年3月末日現在）

(1) 資本金等

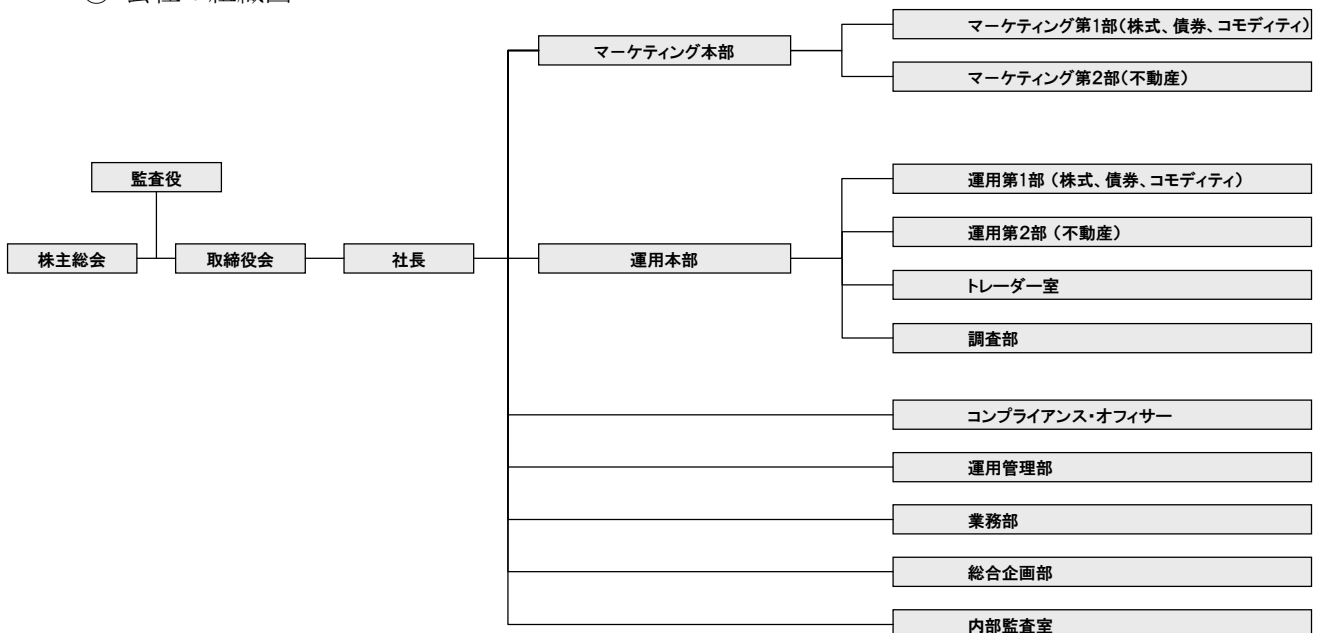
- ① 資本金の額
280百万円
- ② 会社が発行する株式総数
40,000株
- ③ 発行済株式総数
10,305株
(優先株式 1,600株)
(普通株式 8,705株)

④ 過去5年間における資本金の増減

| 年月日 | 増資額 | 増資後資本金 |
|-------------|-----------|----------|
| 平成20年 3月28日 | 5,499.9万円 | 18,000万円 |
| 平成21年 7月23日 | 5,000万円 | 23,000万円 |
| 平成22年 2月28日 | 5,000万円 | 28,000万円 |

(2) 委託会社の機構

① 会社の組織図

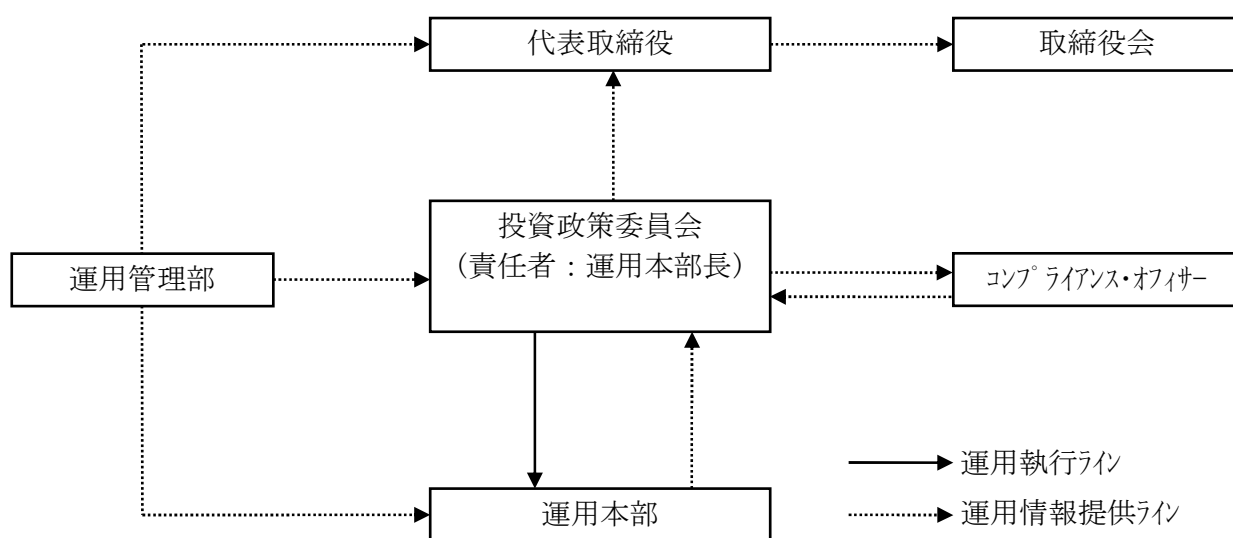


(注) 上記組織は、平成24年3月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長各1名を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

③ 投資信託の運用の流れ



(注) 上記組織は、平成24年3月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成24年3月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

| 種類 | | | 本数 | 純資産総額 |
|----|-----|--------|----|-----------|
| 公募 | 追加型 | 株式投資信託 | 7本 | 13,145百万円 |

(親投資信託を除く)

3【委託会社等の経理状況】

1) 委託会社であるキャピタル アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。第7期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第8期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の間接財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、ビーエー東京監査法人（現：UHY東京監査法人）により監査を受け、また、第8期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第9期事業年度の間接会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の間接財務諸表について、監査法人五大により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

若規 明 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月30日

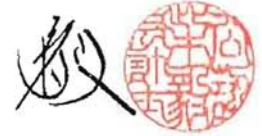
キャピタル アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

矢



指定社員
業務執行社員 公認会計士

小林尚明



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 第7期 (平成22年3月31日現在) | | 第8期 (平成23年3月31日現在) | |
|------------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| | | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| I 流動資産 | | | | | |
| 1 現金及び預金 | | | 8,475 | | 29,554 |
| 2 立替金 | | | 5,999 | | 9,810 |
| 3 前払費用 | | | 792 | | 840 |
| 4 未収入金 | | | 1,458 | | 37 |
| 5 未収委託者報酬 | | | 1,559 | | 36,622 |
| 6 未収運用受託報酬 | | | 1,080 | | 1,806 |
| 7 未収その他報酬 | | | 3,348 | | 3,150 |
| 8 未収収益 | | | 1,669 | | 173 |
| 9 未収消費税 | | | 1,482 | | - |
| 10 預け金 | | | 10,201 | | - |
| 11 その他 | | | - | | 28 |
| 流動資産合計 | | | 36,067 | | 82,024 |
| II 固定資産 | | | | | |
| 1 有形固定資産 | ※1 | | 1,216 | | 743 |
| (1) 器具備品 | | 1,216 | | 743 | |
| 2 無形固定資産 | | | 1,245 | | 582 |
| (1) 電話加入権 | | | 52 | | 52 |
| (2) ソフトウェア | | | 1,193 | | 530 |
| 3 投資その他の資産 | | | 79,061 | | 75,712 |
| (1) 投資有価証券 | ※2 | 77,454 | | 73,830 | |
| (2) 敷金 | | 1,607 | | - | |
| (3) 関係会社株式 | | - | | 1,881 | |
| 固定資産合計 | | | 81,524 | | 77,038 |
| III 繰延資産 | | | | | |
| 1 入会金 | | | 1,000 | | - |
| 繰延資産合計 | | | 1,000 | | - |
| 資産合計 | | | 118,591 | | 159,063 |
| (負債の部) | | | | | |
| I 流動負債 | | | | | |
| 1 未払金 | ※3 | | 14,175 | | 44,969 |
| 2 預り金 | | | 10,256 | | 311 |
| 3 未払代行手数料 | ※3 | | 1,544 | | 12,766 |
| 4 未払費用 | | | - | | 36,653 |
| 5 未払配当金 | | | 1,088 | | - |
| 6 未払法人税等 | | | 2,064 | | 1,320 |
| 7 賞与引当金 | | | - | | 1,680 |
| 8 その他 | | | - | | 786 |
| 流動負債合計 | | | 29,129 | | 98,488 |
| 負債合計 | | | 29,129 | | 98,488 |

| | | 第7期 (平成22年3月31日現在) | | 第8期 (平成23年3月31日現在) | |
|----------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (純資産の部) | | | | | |
| I 株主資本 | | | | | |
| 1 資本金 | | | 280,000 | | 280,000 |
| 2 資本剰余金 | | | 77,924 | | 77,924 |
| (1) 資本準備金 | | 75,251 | | 75,251 | |
| (2) その他資本剰余金 | | 2,672 | | 2,672 | |
| 3 利益剰余金 | | | △268,462 | | △298,950 |
| (1) その他利益剰余金 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | △268,462 | | △298,950 | |
| 株主資本合計 | | | 89,461 | | 58,973 |
| II 評価・換算差額等 | | | | | |
| 1 その他有価証券評価差額金 | | | - | | 1,601 |
| 評価・換算差額等合計 | | | - | | 1,601 |
| 純資産合計 | | | 89,461 | | 60,575 |
| 負債及び純資産合計 | | | 118,591 | | 159,063 |

(2) 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | | 第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | |
|--------------|----------|--------------------------------------|---------|--------------------------------------|---------|
| | | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| I 営業収益 | | | | | |
| 1 委託者報酬 | | | 27,981 | | 164,897 |
| 2 運用受託報酬 | | | 12,375 | | 13,695 |
| 3 商品投資顧問料 | | | - | | 15,855 |
| 4 その他営業収益 | | | 3,836 | | 2,052 |
| 営業収益合計 | | | 44,193 | | 196,500 |
| II 営業費用 | | | | | |
| 1 支払手数料 | ※1 | | 13,411 | | 61,286 |
| 2 広告宣伝費 | | | 1,582 | | 260 |
| 3 調査費 | | | 4,910 | | 67,016 |
| 4 委託計算費 | | | 13,261 | | 9,579 |
| 5 営業雑経費 | | | 8,118 | | 19,111 |
| (1) 通信費 | | 1,242 | | 5,756 | |
| (2) 協会費 | | 1,439 | | 1,962 | |
| (3) 印刷費 | | 3,205 | | 11,392 | |
| (4) 情報費 | | 2,230 | | - | |
| 営業費用合計 | | | 41,283 | | 157,253 |
| III 一般管理費 | | | | | |
| 1 給料 | | | 65,400 | | 97,060 |
| (1) 役員報酬 | | 11,032 | | 10,800 | |
| (2) 給料・手当 | | 47,961 | | 74,316 | |
| (3) 賞与 | | - | | 4,900 | |
| (4) 賞与引当金繰入額 | | - | | 1,680 | |
| (5) 法定福利費 | | 6,406 | | 5,363 | |
| 2 旅費交通費 | | | 512 | | 5,976 |
| 3 租税公課 | | | 2,800 | | 2,082 |
| 4 不動産賃借料 | | | 8,015 | | 10,562 |
| 5 減価償却費 | | | 1,159 | | 1,075 |
| 6 業務委託費 | | | 7,468 | | 7,544 |
| 7 諸経費 | | | 2,525 | | 14,692 |
| 一般管理費合計 | | | 87,880 | | 138,995 |
| 営業損失(△) | | | △84,970 | | △99,748 |
| IV 営業外収益 | | | | | |
| 1 投資有価証券利息 | | | 4,813 | | 864 |
| 2 受取利息 | | | 3 | | 1 |
| 3 雑収入 | | | 2 | | 1,190 |
| 4 為替差益 | | | 11,962 | | - |
| 営業外収益合計 | | | 16,781 | | 2,055 |
| V 営業外費用 | | | | | |
| 1 繰延資産償却 | | | 1,853 | | - |
| 2 為替差損 | | | - | | 3,165 |

| | | 第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | | 第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | |
|--------------|----------|--------------------------------------|----------|--------------------------------------|----------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| 3 その他 | | | - | | 1,496 |
| 営業外費用合計 | | | 1,853 | | 4,672 |
| 経常損失(△) | | | △70,042 | | △102,353 |
| VI 特別利益 | | | | | |
| 1 投資有価証券売却益 | | | 50 | | - |
| 2 経営支援益 | ※4 | | - | | 75,460 |
| 3 その他 | | | - | | 205 |
| 特別利益合計 | | | 50 | | 75,666 |
| VII 特別損失 | | | | | |
| 1 固定資産除却損 | ※3 | | 542 | | 108 |
| 2 投資有価証券売却損 | | | 2,970 | | 414 |
| 3 投資有価証券評価損 | | | 13,541 | | 217 |
| 4 関係会社株式評価損 | | | - | | 2,770 |
| 特別損失合計 | | | 17,054 | | 3,511 |
| 税引前当期純損失(△) | | | △87,046 | | △30,198 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 290 | | 290 |
| 法人税等調整額 | | | 41,006 | | - |
| 当期純損失(△) | | | △128,343 | | △30,488 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

| 区分 | 第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 金額 (千円) | 金額 (千円) |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 180,000 | 280,000 |
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 増資 | 100,000 | — |
| 当事業年度中の変動額合計 | 100,000 | — |
| 当期末残高 | 280,000 | 280,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 32,251 | 75,251 |
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 増資 | 43,000 | — |
| 当事業年度中の変動額合計 | 43,000 | — |
| 当期末残高 | 75,251 | 75,251 |
| その他資本剰余金 | | |
| 前期末残高 | — | 2,672 |
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 増資 | 2,672 | — |
| 当事業年度中の変動額合計 | 2,672 | — |
| 当期末残高 | 2,672 | 2,672 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 32,251 | 77,924 |
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 増資 | 45,672 | — |
| 当事業年度中の変動額合計 | 45,672 | — |
| 当期末残高 | 77,924 | 77,924 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | △140,119 | △268,462 |
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 当期純損失 (△) | △128,343 | △30,488 |
| 当事業年度中の変動額合計 | △128,343 | △30,488 |
| 当期末残高 | △268,462 | △298,950 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | △140,119 | △268,462 |

| | | |
|--------------------------|----------|----------|
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 当期純損失（△） | △128,343 | △30,488 |
| 当事業年度中の変動額合計 | △128,343 | △30,488 |
| 当期末残高 | △268,462 | △298,950 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 72,131 | 89,461 |
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 増資 | 145,672 | — |
| 当期純損失（△） | △128,343 | △30,488 |
| 当事業年度中の変動額合計 | 17,330 | △30,488 |
| 当期末残高 | 89,461 | 58,973 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | — | — |
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額） | — | 1,601 |
| 当事業年度中の変動額合計 | — | 1,601 |
| 当期末残高 | — | 1,601 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | — | — |
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額） | — | 1,601 |
| 当事業年度中の変動額合計 | — | 1,601 |
| 当期末残高 | — | 1,601 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 72,131 | 89,461 |
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 増資 | 145,672 | — |
| 当期純損失（△） | △128,343 | △30,488 |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額） | — | 1,601 |
| 当事業年度中の変動額合計 | 17,330 | △28,886 |
| 当期末残高 | 89,461 | 60,575 |

[重要な会計方針]

| 項目 | 第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|------------------------------|--|--|
| 1 有価証券の評価基準および評価方法 | 投資有価証券 個別法による原価法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用 しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売 却原価は、移動平均法により 算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を 採用しております。 |
| 2 固定資産の減価償却の方 法 | 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 器具備品 4年～5年 (追加情報) 当社は、法人税法改正に伴い、平 成19年3月31日以前に取得した資産 については、改正前の法人税法に基 づく減価償却の方法の適用により 取得価額の5%に到達した事業年度 の翌事業年度より、取得価額の5% 相当額と備忘価額との差額を5年間 にわたり均等償却し、減価償却費に 含めて計上しております。 この結果による損益への影響は 軽微です。 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期 間(5年)に基づいております。 | (1) 有形固定資産(リース資産を除 く。) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通り であります。 器具備品 4年～5年 (2) 無形固定資産(リース資産を除 く。) 同左 |
| 3 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算の基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直 物為替相場により円貨に換算し、換 算差額は損益として処理してしま す。 | 同左 |
| 4 繰延資産の償却方法 | 入会金 繰延資産として計上した入会金は、 譲渡不可能な権利金であるため資産 として繰延べ、5年均等償却してしま す。 | — |
| 5 引当金の計上基準 | — | 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるた め、支払見込額を計上してしま す。 |

| 項目 | 第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|---------------------------|---|--------------------------------------|
| 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (追加情報) 合併により課税業者になったため、 当期より税抜方式によって処理して おります。 | 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 |

[注記事項]

(貸借対照表関係)

| 第7期 (平成22年3月31日現在) | 第8期 (平成23年3月31日現在) |
|--|--|
| ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 12,281千円 | ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 9,286千円 ※2. 投資有価証券のうち、国債10,000千円を宅地建物 取引業に係る営業保証金として供託してありま す。 ※3. 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記され たもののほか次のものがあります。 未払金 42,762千円 未払代行手数料 6,112千円 |

(損益計算書関係)

| 第7期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第8期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|---|---|
| <p>※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p style="padding-left: 40px;">支払手数料 863千円</p> <p>※2. 役員報酬額の範囲額</p> <p style="padding-left: 40px;">取締役 年額 60,000千円</p> <p style="padding-left: 40px;">監査役 年額 5,000千円</p> <p>※3. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">器具備品 542千円</p> | <p>※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p style="padding-left: 40px;">支払手数料 30,983千円</p> <p>※3. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">器具備品 108千円</p> <p>※4. 経営支援益は、当社の純資産額を一定水準に維持し、財務基盤の安定化を図るための親会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社からの支援であります。</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

第7期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|-------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,800 | 6,905 | — | 8,705 |
| 優先株式 | 1,600 | — | — | 1,600 |
| 合計 | 3,400 | 6,905 | — | 10,305 |

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 (株) | 当事業年度 増加株式数 (株) | 当事業年度 減少株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|-------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 8,705 | — | — | 8,705 |
| 優先株式 | 1,600 | — | — | 1,600 |
| 合計 | 10,305 | — | — | 10,305 |

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当事業年度

残高相当額

(単位：千円)

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額 相当額 | 当事業年度 残高相 額 |
|----------|---------|----------------|----------------|
| コピー複合機一式 | 2,743 | 1,600 | 1,143 |
| 合計 | 2,743 | 1,600 | 1,143 |

(2) 未経過リース料当事業年度残高相当額

1年内 560千円

1年超 620千円

合計 1,180千円

(3) 支払リース料、減価償却費用相当額及び支払利息相当額

支払リース料 579千円

減価償却費相当額 548千円

支払利息相当額 31千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

(金融商品に関する注記)

第7期(平成22年3月31日現在)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定し、親会社等からの出資を募って資金調達を行っています。銀行借入れによる調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、契約により決定された委託報酬及び運用受託報酬等の期末未収分の形状に限定されるため、信用リスクに晒されることはありません。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスク及び時価の変動リスクにも晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行にかかるリスク)の管理

当社の場合、営業債権は契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはない、営業債権について信用リスクに晒されることはありません。

② 市場リスク(為替や金利などの変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の中に外貨運用が含まれるため、これに関する為替リスクについては、日々の動きを観察し、ヘッジ取引の実行も検討することがあります。

③ 資金調達にかかる流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2. 金融商品の時価などに関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------|----------|--------|----|
| (1) 現金及び預金 | 8,475 | 8,475 | — |
| (2) 未収収益 | 7,658 | 7,658 | — |
| (3) 未収入金 | 1,458 | 1,458 | — |
| (4) 投資有価証券 | 77,454 | 77,454 | — |
| 資産計 | 95,046 | 95,046 | — |
| (1) 未払金 | 14,083 | 14,083 | — |
| (2) 未払配当金 | 1,088 | 1,088 | — |
| (3) 未払法人税等 | 701 | 701 | — |
| (4) 未払事業税等 | 1,363 | 1,363 | — |
| (5) 未払手数料 | 1,544 | 1,544 | — |
| (6) 預り金 | 10,256 | 10,256 | — |
| 負債計 | 39,294 | 39,294 | — |
| デリバティブ取引 | — | — | — |

1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

現金及び預金、未収収益及び未収入金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券は、銘柄別に時価の把握が可能であるため、当該時価によっています。

負債

未払金、未払配当金、未払法人税等、未払事業税等、未払手数料及び預り金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額 (千円) |
|----|---------------|
| 敷金 | 1,607 |

(追加情報)

前事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しています。

第8期(平成23年3月31日現在)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、契約により決定された委託報酬及び運用受託報酬等の期末未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスク及び時価の変動リスクにも晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の場合、営業債権は契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買の予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものとします。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2. 金融商品の時価などに関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|----------|----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 29,554 | 29,554 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 36,622 | 36,622 | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 1,806 | 1,806 | — |
| (4) 未収その他報酬 | 3,150 | 3,150 | — |
| (5) 未収収益 | 173 | 173 | — |
| (6) 未収入金 | 37 | 37 | — |
| (7) 投資有価証券 | 73,830 | 73,830 | — |
| (8) 未払金 | (44,969) | (44,969) | — |
| (9) 未払代行手数料 | (12,766) | (12,766) | — |
| (10) 未払費用 | (36,653) | (36,653) | — |

(*1)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収その他報酬、(5)未収収益、並びに(6)未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(7)投資有価証券

銘柄別に時価の把握が可能であるため、当該時価によっています。

(8)未払金、(9)未払代行手数料及び(10)未払費用

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|----------------------|----------|
| (1) その他有価証券 非上場株式 | 0 |
| (2) 関係会社株式 子会社株式 | 1,881 |
| 合計 | 1,881 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(7)投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第7期(平成22年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

| | 種類 | 取得原価 | 貸借対照表価額 | 差額 |
|------------------------------|---------|--------|---------|---------|
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | 21,625 | 22,048 | 422 |
| | 小計 | 21,625 | 22,048 | 422 |
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | 69,370 | 55,406 | △13,964 |
| | 小計 | 69,370 | 55,406 | △13,964 |
| 計 | | 90,995 | 77,454 | △13,541 |

2. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第8期(平成23年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

| | 種類 | 取得原価 | 貸借対照表価額 | 差額 |
|------------------------------|---------|--------|---------|--------|
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | 18,585 | 19,022 | 437 |
| | (3) その他 | 14,577 | 14,581 | 4 |
| | 小計 | 33,162 | 33,603 | 441 |
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | 42,119 | 40,227 | △1,892 |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | 42,119 | 40,227 | △1,892 |
| 計 | | 75,281 | 73,830 | △1,451 |

2. 当事業年度に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|--------|-------|---------|---------|
| 投資有価証券 | 7,033 | 114 | 528 |

3. 時価評価されていない有価証券

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| (1) その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 0 |
| (2) 関係会社株式 | |
| 子会社株式 | 1,881 |
| 合計 | 1,881 |

(注) 減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度末においては、2,988千円（非上場株式217千円、子会社株式2,770千円）を減損処理しております。

(税効果会計関係)

| 項目 | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|--|--|--|
| 1 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳 | 繰延税金資産は、当期において全額取り崩しております。 | 単位：千円 繰延税金資産 賞与引当金 683 未払事業税 419 関係会社株式評価損 1,483 投資有価証券評価損 7,065 繰越欠損金 195,369 繰延税金資産合計 <u>205,020</u> 評価性引当金 <u>△205,020</u> 繰延税金資産 <u>0</u> |
| 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | | 税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。 |

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

| | 投資運用業 | 商品投資顧問業 | その他 | 合計 |
|-----------|---------|---------|-------|---------|
| 外部顧客への売上高 | 178,593 | 15,855 | 2,052 | 196,500 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | ケイマン諸島 | その他 | 合計 |
|---------|--------|-------|---------|
| 168,583 | 25,865 | 2,052 | 196,500 |

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 投資信託の名称 | 営業収益 | 関連するサービスの種類 |
|-------------------------|--------|-------------|
| ヒューミント・ エジプト株式オープン | 16,955 | 投資運用業 |
| フィリピン株ファンド | 15,815 | 投資運用業 |
| 南アフリカ株ファンド | 13,817 | 投資運用業 |
| ドラゴン・キャピタル・ ベトナムファンド | 89,871 | 投資運用業 |

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | 営業収益 | 関連するサービスの種類 |
|---------------------------|--------|-------------|
| リアル・エステート・ プロパティ・リミテッド | 10,010 | 投資運用業 |

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者との取引)

第7期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等の 被所有割合 (%) | 関係内容 | | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-----|-----------------|--------|--------------|-------------------|-----------------------|------------|------------|-------------|------------------|-----------|------------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 親会社 | キャピタル・パートナーズ証券㈱ | 東京都中央区 | 2,850 | 金融商品 取扱会社 | 94.4 | あり | 業務受託 | 証券代行 手数料 | 863 | 支払 手数料 | 863 |

(注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2 子会社等

該当事項はありません。

3 兄弟会社等

該当事項はありません。

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

| 属性種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地住所 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 被所有 割合(%被 所有割合) | 事業上関 連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|------|-------------------|--------|--------------|---------------|--------------------------------|----------------------|-------------------|------------------|------------|------------------|
| 親会社 | キャピタル・パートナーズ証券(株) | 東京都中央区 | 2,850 | 金融商品取扱会社 | 82.9 | 業務受託 | 証券代 手数料の支 払 | 30,983 | 未払代 手数料 | 6,112 |
| | | | | | | | 備品の レンタル | 1,416 | 未払金 | 42,762 |
| | | | | | | | 経営支援 | 75,460 | | |

- (注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。
2 取引条件及び取引条件の決定方針等
支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル・パートナーズ・ホールディングス株式会社(非上場)

キャピタル・パートナーズ証券株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第7期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

| 項目 | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|----------------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 8,681円39銭 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) | △12,454円44銭 |
| | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |

(注) 1株当たり当期純資産額の算定上の基礎

| 項目 | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-----------------------|--|
| 純資産の部の合計額(千円) | 89,461 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | — |
| 株式に係る期末の純資産額(千円) | 89,461 |
| 期末の株式数(株) | 10,305 |

(注) 1株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎

| 項目 | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|----------------------------|--|
| 損益計算書上の当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | △128,343 |
| 株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | △128,343 |
| 期末の株式数(株) | 10,305 |

第8期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

| 項目 | 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|---------------|--|
| 1株当たり純資産額 | △4,529円00銭 |
| 1株当たり当期純損失(△) | △3,961円86銭 |
| | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり当事業年度純資産額の算定上の基礎

| 項目 | 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|---------------------------|--|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額(千円) | 60,575 |
| 普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円) | 100,000 |
| 優先株式の払込出資額(千円) | 80,000 |
| 優先株式の累積要配当額(平成22年3月分)(千円) | 16,000 |
| 優先株式の累積要配当額(平成23年3月分)(千円) | 4,000 |
| 普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円) | △39,424 |
| 普通株式の当事業年度末株式数(株) | 8,705 |

(注) 1株当たり当期純利益及び当期純損失の算定上の基礎

| 項目 | 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) |
|----------------------------|--|
| 損益計算書上の当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | △30,488 |
| 普通株式以外に帰属する純利益(千円) | 4,000 |
| 普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円) | △34,488 |
| 普通株式の当期平均株式数(株) | 8,705 |

(重要な後発事象)

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 23 年 12 月 22 日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

齋 藤 栄 太



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 9 期事業年度の中間会計期間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成 23 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間よりその他有価証券に属する外貨建債券の時価評価に係る評価差額の処理方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の中間監査意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

| | | 当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在) | |
|------------|----------|----------------------------|---------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | |
| (資産の部) | | | |
| I 流動資産 | | | |
| 1 現金及び預金 | | | 1,493 |
| 2 立替金 | | | 5,966 |
| 3 前払費用 | | | 1,445 |
| 4 未収入金 | | | 83 |
| 5 未収委託者報酬 | | | 32,487 |
| 6 未収収益 | | | 1,557 |
| 7 その他 | | | 494 |
| 流動資産合計 | | | 43,528 |
| II 固定資産 | | | |
| 1 有形固定資産 | ※2 | | 3,428 |
| (1) 建物 | | 1,728 | |
| (2) 器具備品 | | 1,700 | |
| 2 無形固定資産 | | | 13,114 |
| (1) 電話加入権 | | 52 | |
| (2) ソフトウェア | | 13,062 | |
| 3 投資その他の資産 | | | 79,287 |
| (1) 投資有価証券 | ※3 | 77,405 | |
| (2) 関係会社株式 | | 1,881 | |
| 固定資産合計 | | | 95,830 |
| 資産合計 | | | 139,359 |

| | | 当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在) | |
|----------------|----------|----------------------------|----------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額 (千円) | |
| (負債の部) | | | |
| I 流動負債 | | | |
| 1 預り金 | | | 347 |
| 2 未払金 | | | 68,286 |
| 3 未払費用 | | | 10,258 |
| 4 未払法人税等 | | | 1,075 |
| 5 賞与引当金 | | | 642 |
| 6 その他 | | | 2,604 |
| 流動負債合計 | ※1 | | 83,214 |
| II 固定負債 | | | |
| 繰延税金負債 | | | 1,700 |
| 固定負債合計 | | | 1,700 |
| 負債合計 | | | 84,914 |
| (純資産の部) | | | |
| I 株主資本 | | | |
| 1 資本金 | | | 280,000 |
| 2 資本剰余金 | | | 77,924 |
| (1) 資本準備金 | | 75,251 | |
| (2) その他資本剰余金 | | 2,672 | |
| 3 利益剰余金 | | | △293,719 |
| (1) その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | △293,719 | |
| 株主資本合計 | | | 64,204 |
| II 評価・換算差額等 | | | |
| 1 その他有価証券評価差額金 | | | △9,759 |
| 評価・換算差額等合計 | | | △9,759 |
| 純資産合計 | | | 54,444 |
| 負債及び純資産合計 | | | 139,359 |

(2) 中間損益計算書

| | | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) | |
|--------------|----------|--|---------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | |
| I 営業収益 | | | |
| 1 委託者報酬 | | | 171,432 |
| 2 運用受託報酬 | | | 1,853 |
| 3 商品投資顧問料 | | | 6,832 |
| 4 その他営業収益 | | | 892 |
| 営業収益合計 | | | 181,011 |
| II 営業費用 | | | |
| 1 支払手数料 | | | 55,925 |
| 2 広告宣伝費 | | | 2,025 |
| 3 調査費 | | | 64,957 |
| 4 委託計算費 | | | 10,802 |
| 5 営業雑経費 | | | 5,033 |
| (1) 通信費 | | 1,007 | |
| (2) 協会費 | | 1,013 | |
| (3) 印刷費 | | 3,013 | |
| 営業費用合計 | | | 138,744 |
| III 一般管理費 | | | |
| 1 給料 | | | 24,191 |
| (1) 役員報酬 | | 1,303 | |
| (2) 給料・手当 | | 20,607 | |
| (3) 賞与引当金繰入額 | | 642 | |
| (4) 法定福利費 | | 1,639 | |
| 2 旅費交通費 | | | 649 |
| 3 租税公課 | | | 1,063 |
| 4 不動産賃借料 | | | 2,997 |
| 5 減価償却費 | ※1 | | 1,748 |
| 6 業務委託費 | | | 4,345 |
| 7 その他一般管理費 | | | 5,488 |
| 一般管理費合計 | | | 40,484 |
| 営業利益 | | | 1,781 |

| | | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) | |
|--------------|----------|--|-------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | |
| IV 営業外収益 | | | |
| 1 有価証券利息 | | | 638 |
| 2 受取利息 | | | 774 |
| 3 その他 | | | 20 |
| 営業外収益合計 | | | 1,433 |
| V 営業外費用 | | | |
| 1 為替差損 | | | 51 |
| 営業外費用合計 | | | 51 |
| 経常利益 | | | 3,164 |
| VI 特別損失 | | | |
| 1 固定資産除却損 | | | 153 |
| 2 投資有価証券売却損 | | | 92 |
| 特別損失合計 | | | 246 |
| 税引前中間純利益 | | | 2,918 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 165 |
| 中間純利益 | | | 2,752 |

[重要な会計方針]

| 項目 | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|---------------------------|---|
| 1 有価証券の評価基準および評価方法 | (1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 ②その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産(リース資産を除く。) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4年～5年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く。) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)により償却しております。 |
| 3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 4 引当金の計上基準 | 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 |
| 5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 |

[会計方針の変更]

その他有価証券の評価差額の処理方法の変更

その他有価証券に属する外貨建債券の時価評価に係る評価差額については、従来、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額として純資産の部に計上し、それ以外の換算差額については為替差損益として処理しておりましたが、当中間会計期間より、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額による換算差額の全額を評価差額として純資産の部に計上する原則的な処理に変更いたしました。

この変更は、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目的とした投資有価証券について、短期的な為替相場変動による期間損益への影響を排除し、投資目的に応じた損益状況をよりの確に表示するために行ったものであります。当該会計方針の変更は遡及適用されております。

当中間会計期間に係る中間財務諸表に比較情報が含まれておりませんが、仮に遡及適用された比較情報を作成した場合には、中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額及び前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額等は以下のとおりとなります。なお、前事業年度及び前中間会計期間に係る1株当たり情報に対する影響等は、当該個所に記載しております。

前事業年度の貸借対照表は、遡及適用を行う前と比べて、繰延税金負債、利益剰余金がそれぞれ1,700千円、2,478千円増加し、その他有価証券評価差額金が4,178千円減少する結果、当該科目はそれぞれ1,700千円、△296,471千円、△2,577千円となります。

また、前中間会計期間の損益計算書は、遡及適用を行う前と比べて、為替差損、経常損失、税引前中間純損失がそれぞれ2,948千円減少し、法人税等調整額が1,199千円増加し、中間純損失が1,748千円減少する結果、経常損失、税引前中間純損失、中間純損失はそれぞれ△74,724千円、△14,089千円、△15,433千円となります。

前事業年度の期首における純資産に対する累積的影響額により、遡及適用後の中間株主資本等変動計算書の利益剰余金期首残高は668千円増加し、その他有価証券評価差額金期首残高は1,126千円減少する結果、当該科目はそれぞれ△267,794千円、△1,126千円となります。

[追加情報]

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間末 (平成23年9月30日) | |
|--|---------|
| ※1. 仮払消費税等および仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 | |
| ※2. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 | |
| 建物 | 211千円 |
| 器具備品 | 6,986千円 |
| ※3. 投資有価証券のうち、国債10,000千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。 | |

(中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) | |
|--|---------|
| ※1. 減価償却費の内容は次の通りであります。 | |
| 有形固定資産減価償却費額 | 495千円 |
| 無形固定資産減価償却費額 | 1,252千円 |

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年 3月 31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末
残高相当額 (単位：千円)

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額 相当額 | 当中間会計期間末 残高相当額 |
|----------|---------|----------------|-------------------|
| コピー複合機一式 | 2,743 | 1,875 | 868 |
| 合計 | 2,743 | 1,875 | 868 |

(2) 未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

1年内 566千円

1年超 335千円

合計 901千円

(3) 支払リース料、減価償却費用相当額及び支払利息相当額

支払リース料 289千円

減価償却費相当額 278千円

支払利息相当額 11千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

当中間会計期間末(平成23年9月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金 | 1,493 | 1,493 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 32,487 | 32,487 | — |
| (3) 投資有価証券 | 77,405 | 77,405 | — |
| 資産計 | 111,386 | 111,386 | — |
| (1) 未払金 | 68,286 | 68,286 | — |
| (2) 未払費用 | 10,258 | 10,258 | — |
| 負債計 | 78,545 | 78,545 | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、未収委託者報酬は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券は、銘柄別に時価の把握が可能であるため、当該時価によっています。

負債

未払金、未払費用は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|----------------------|------------|
| (1) その他有価証券 非上場株式 | 0 |
| (2) 関係会社株式 子会社株式 | 1,881 |
| 合計 | 1,881 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあり得ます。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成23年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

| | 種類 | 中間貸借対照表価額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------------------|---------|-----------|--------|---------|
| 中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | 28,192 | 27,589 | 603 |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | 28,192 | 27,589 | 603 |
| 中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | 42,414 | 51,742 | △9,327 |
| | (3) その他 | 6,798 | 7,834 | △1,036 |
| | 小計 | 49,213 | 59,576 | △10,363 |
| 合計 | | 77,405 | 87,165 | △9,759 |

3. 時価評価されていない有価証券

(単位：千円)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|----------------------|------------|
| (1) その他有価証券 非上場株式 | 0 |
| (2) 関係会社株式 子会社株式 | 1,881 |
| 合計 | 1,881 |

(注) 減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

| | 投資運用業 | 商品投資顧問業 | その他 | 合計 |
|-----------|---------|---------|-----|---------|
| 外部顧客への売上高 | 174,127 | 6,832 | 51 | 181,011 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | ケイマン諸島 | その他 | 合計 |
|---------|--------|-----|---------|
| 180,021 | 938 | 51 | 181,011 |

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 投資信託の名称 | 営業収益 | 関連するサービスの種類 |
|-------------------------|---------|-------------|
| ドラゴン・キャピタル・ ベトナムファンド | 126,530 | 投資運用業 |

(1株当たり情報)

| 項目 | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|-----------------|--|
| 1株当たり純資産額 | △5,233円26銭 |
| 1株当たり当中間会計期間純利益 | 316円14銭 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1. 1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

| 項目 | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|---------------------------|--|
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円) | 54,444 |
| 普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円) | 100,000 |
| 優先株式の払込出資額(千円) | 80,000 |
| 優先株式の累積要配当額(平成22年3月分)(千円) | 16,000 |
| 優先株式の累積要配当額(平成23年3月分)(千円) | 4,000 |
| 普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円) | △45,556 |
| 普通株式の当中間会計期間末株式数(株) | 8,705 |

2. 1株当たり当中間会計期間純利益の算定上の基礎

| 項目 | 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) |
|-------------------------|--|
| 中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円) | 2,752 |
| 普通株式以外に帰属する純利益(千円) | — |
| 普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円) | 2,752 |
| 普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株) | 8,705 |

3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、当中間会計期間よりその他有価証券の評価差額の処理方法を変更しており、当該変会計方針の変更は遡及適用されております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の1株当たり純資産は195円34銭減少し、△4,724円34銭となり、また、前中間会計期間の1株当たり中間純損失は200円89銭減少し、△1,773円00銭となります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、④および⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- ① 定款の変更等
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ② 訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

追加型証券投資信託
ドバイ・アブダビ株ファンド
信託約款

キャピタル アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

アラブ首長国連邦の取引所に上場している株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてアラブ首長国連邦の取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているアラブ首長国連邦関連企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

年4回（原則として毎年2月14日、5月14日、8月14日、11月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『ドバイ・アブダビ株ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成33年2月15日まで、または第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項、または、第53条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、信託契約締結日以降において指定販売会社は、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日がアラブ首長国連邦の銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、当該取得申込みを受け付けません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年2月15日から5月14日まで、5月15日から8月14日まで、8月15日から11月14日まで、および11月15日から翌年2月14日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は平成23年2月15日から平成23年5月16日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 投資信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産から代弁します。

- ② 投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
- ③ 前各項の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
 1. 法律顧問に対する報酬および費用
 2. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
 4. 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
 6. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 7. 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
- ④ 委託者は前各項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託者はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

【信託報酬等の額】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の146（税抜き）の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- なお、「収益調整金」は、所得税法施行令

第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとなります。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとなります。

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第45条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日がアラブ首長国連邦の銀行または証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意

思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対者の買取請求権】

第55条 第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第49条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託期間の延長】

第57条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.capital-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成23年2月15日

委託者 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
キャピタル アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 内堀 徹

受託者 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 常陰 均